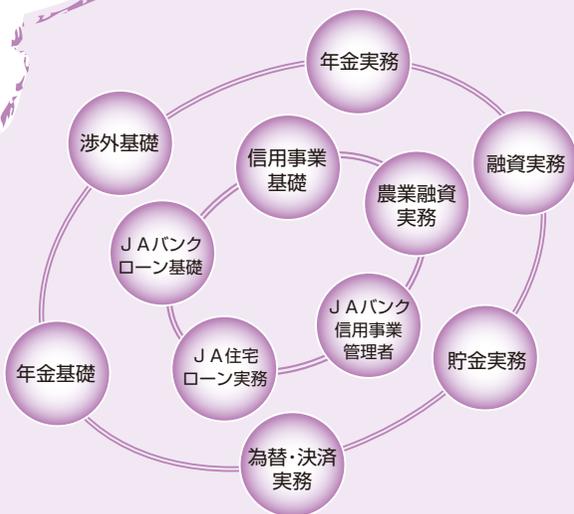


信用事業業務検定試験

# 試験問題と解説

# 融資実務



系統信用事業の人材育成機関



信用事業業務検定試験  
試験問題と解説

# 融資実務



## 本書の利用にあたって

1. 本書には、平成29年2月4日実施の第40回信用事業業務検  
定試験「融資実務」に出題した試験問題がすべて収録され  
ています。
2. 解説は、原則として、選択肢の順序にあわせて記述してあ  
りますが、説明の都合上必ずしもこの順序になっていない  
ものもあります。
3. なお、この試験問題と解説は、試験実施日を基準にしてお  
りますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・  
制度等」の改正、変更にご注意ください。

本書の内容についての照会先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル6F  
農林中金アカデミー通信検定部  
TEL 03-3217-3071  
(ダイヤルイン)

# 「試験問題編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

## 融 資 実 務

〔問1〕 融資実務の基本事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資の基本原則は、安全性・収益性・成長性・公共性の4原則である。
- (2) 審査においては、融資の基本原則に照らして取り上げるか否かを判断し、もし取り上げるとすれば、どのような融資条件で融資するかを決める。
- (3) 信用調査のポイントは、融資先のキャラクター、キャパシティー、キャピタルの3つ「C」である。
- (4) 融資審査では、申込者の信用を調査し、借入申込の内容をよく検討しなければならない。
- (5) 貸付契約が有効に成立するためには、相手方に、権利能力・行為能力が備わっていないなければならない。

〔問2〕 貸出稟議書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貸出稟議書は、融資担当者から稟議書の回付を受けた二次審査者が、稟議書を通じて共同検討するという過程を経て、金融機関としての意思を作り上げていく役割を果たすものである。
- (2) 決裁を受けた稟議書は、組合が融資先をどのように評価し、どんな考え方でどのような内容の融資を行ったか、また融資実行後何にポイントを置いて事後管理していくか、などを示す記録となる。
- (3) 融資条件(絶対的記載事項)とは、貸出先名、資金用途、貸出金額、貸出形式、貸出期限、返済方法、貸出利率、保証・担保、取上げ理由、である。
- (4) 貸出金額で、一度にまた何回かに分けて融資した累計額が決裁金額に達した以降には新貸ができないものを限度金額という。
- (5) 季節資金融資のように、前年または前回融資した資金と同種の貸付を再び取上げる稟議を復活稟議という。

〔問3〕 利息計算方法と支払時期について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付(元金均等・元金不均等償還方式)の当初貸付の場合： $\text{貸付金} \times \text{貸付日から払込・支払期日までの日数(両端入れ)} \times \text{貸付利率} \div 365 = \text{利息額}$  (支払期日に後取り)
- (2) 証書貸付(アドオン方式)の場合： $\text{所要資金} \times \text{アドオン年利利率} \times \text{融資月間(月数)} \div 12 = \text{利息額}$      $\text{所要資金} + \text{利息額} = \text{融資金額}$      $\text{融資金額} \div \text{融資期間} = \text{毎月の返済額}$
- (3) 手形貸付の手形書替(旧手形満期日)の場合： $\text{手形金額} \times \text{書替日の翌日から手形の満期日までの日数(片落し)} \times \text{貸付利率} \div 365 = \text{利息額}$  (手形書替日に前取り)
- (4) 手形割引の場合： $1 \text{ 通ごとの手形額面金額} \times \text{割引日から手形の満期日までの日数(両端入れ)} \times \text{割引料率} \div 365 = \text{割引料}$  (割引実行日に前取り)
- (5) 当座貸越の場合：毎日の貸越最高残高の利息計算期間内の積数合計  $\times$  貸越利率  $\div 365 = \text{貸越利息}$  (組合所定の決算時期に貯金残高からの引落とし、または貸越残高への組入れにより処理するのが一般的)

〔問4〕 貸出の事後管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権確保上の必須条件は、必ず完備の上、融資実行することが原則である。
- (2) 融資関係書類が処理中の場合であっても、担当者の机の引出しにはしまわず、ホルダーに入れてキャビネットに格納し紛失しないような配慮が必要である。
- (3) 融資実行が行われた後は、融資決裁条件の資金使途どおりに確実に使用されたか追跡確認する必要がある。
- (4) 生活資金融資の事後管理のポイントは、融資後に、勤務先の経営状態、本人の勤務状態、本人および家族の健康状態に変化はないかどうかを調べて、収入の安定、家庭生活の安定状況を確認することである。
- (5) 管理表の作成は、融資後の組合の管理データとしては重要ではない。

〔問5〕 統一ローンについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 事前調査では、申込者の本人確認・在籍確認を顔写真入りの公的書類でもって確認する。
- (2) ローン借入申込書の内容と借入相談段階で作成した相談シートの内容との不一致は特に問題としない。
- (3) チェックシートによる審査では、各項目について適否を判定し、すべてが「適」である場合だけが、「保証付貸出」の対象となる。
- (4) 借入比率・返済比率の算出にあたり、借入者が給与所得者の場合は、「前年税込年収」を使い、公的証明などで確認する。
- (5) 本人の借入意思を確認する際に、配偶者がいる場合は、本件借入について配偶者が承知しているかどうかを確認する。

〔問6〕 生活資金の融資に関する記述a～eについて、正しいものはいくつあるか、次の(1)～(5)から1つ選びなさい。

- a. 生活資金には、“生産性”がないので、その返済は生活費を圧迫する性質がある。
  - b. 生活資金融資は、貸出金とは関係のない借主の別途の収入(勤労者では給与収入、自営業者では事業所得)が返済財源である。
  - c. 審査のポイントは、“収入の安定性”と“返済意思の有無”をみきわめることである。
  - d. 一般生活資金の借入需要は、総合口座やカードローン契約で応需するのが、一般的な扱いである。
  - e. 消費者ローンにおける借入比率は、35%以内が基準となっている。
- (1) すべて
  - (2) 4つ
  - (3) 3つ
  - (4) 2つ
  - (5) 1つ

〔問7〕 事業資金融資の審査について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「ヒト」は事業主・経営者・従業員を指し、その観察は融資にあたっての最も重要な判断ポイントである。
- (2) 「モノ」の面からは、販売・回収条件と仕入・支払条件を常に聞き取り、業界の動きによりその変化を先取りすることが必要である。
- (3) 事業主貸とは、必要経費にならない家事上の支出や事業主に対して支出した金額である。
- (4) 静態的な運転資金が、「プラス」ならば資金に余裕があって運転資金の借入を必要としない。
- (5) 金融バランスが「マイナス」は、設備投資が過大、自己資金が過少、借入金ならびに約定返済額が過多、収益力が脆弱という欠陥を持っている企業に現れる現象である。

〔問8〕 運転資金・設備資金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 運転資金は、決算書からは、[売掛債権+棚卸資産+前払金]-[買掛債務+未払金+前受金]として算出される。
- (2) 回収条件の長期化、支払条件の短縮は、いずれも増加運転資金需要を生じる。
- (3) 滞貨が生ずるとその分支払資金の調達が必要となり、滞貨資金として資金需要が発生する。
- (4) 業績向上を目的とした設備資金の検討をする際には、増加運転資金需要の対応について予め検討を必要としない。
- (5) [(必要生活費+約定返済金の総額)÷所得率=必要事業収入]の算式を活用して、自営業者の損益分岐点を求めることができる。

〔問9〕 融資の相手方について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 親権者である父母がいる未成年者が金銭の借入をする場合は、父母両名の同意が必要である。
- (2) 成年被後見人は、日用品の購入等日常生活に関する行為以外の行為については、成年被後見人の代理によらなければならない。
- (3) 補助人が被補助人を代理して、被補助人の居住用の建物・敷地に抵当権を設定する場合、家庭裁判所の許可が必要である。
- (4) 株式会社の代表機関は、特に代表取締役を定めていなければ、取締役各自が会社を代表する。
- (5) 取締役会設置の株式会社が役員債務を保証する場合は、株主総会の承認が必要である。

〔問10〕 代理人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 本人が決定した意思を、本人に命ぜられて相手方に伝達する役割を果たす者は代理人である。
- (2) 無権代理人が行った契約を本人が追認すれば、原則として追認した時より効力が生じる。
- (3) 代理人が、本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなされる。
- (4) 代理権がない支店長が行った行為であるならば、その営業主が責任を負うことはない。
- (5) 任意代理の場合、たとえやむをえない事由があったとしても、復代理人の選任を行うことはできない。

〔問11〕 農(漁)協取引約定書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農(漁)協取引約定書は、双方契約方式をとっている。
- (2) 農(漁)協取引約定書の締結は、農(漁)協と取引先との間の具体的な債権債務の成立要件ではない。
- (3) 農(漁)協取引約定書は、農(漁)協と取引先間での全ての取引に共通する基本的な契約事項を取決めしている。
- (4) 農(漁)協取引約定書は、当事者間の合意によって成立するもので、万一訴訟になってもその有力な証拠となる。
- (5) 農(漁)協取引約定書は、契約内容を明確にして当事者間のトラブルを未然に防止できる機能がある。

〔問12〕 農(漁)協取引約定書に定められている内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取引先が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形を、組合が第三者との取引によって取得した場合についても本約定が適用される。
- (2) 取引先は、貸借対照表、損益計算書等の財務書類の写しを定期的に組合に提出する義務がある。
- (3) 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠となる。
- (4) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、組合は取引先に対する利息や保証料などを変更することができる。
- (5) 担保の処分方法等について、組合は法定の担保権実行以外の方法で担保から回収することができる。

〔問13〕 約定書・契約書徴求上の留意事項に関するa～eの記述について、誤っているものはいくつあるか、次の(1)～(5)から1つ選びなさい。

- a. 契約書の締結は、相手方が個人の場合には、原則として、組合職員の面前で本人の署名および押印を受ける。
- b. 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解できるよう適切・十分に説明を行うことが必要である。
- c. 訂正印は、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。
- d. 捨印は、後日訂正する場合を予想して、あらかじめ契約書の欄外に押印してもらっておかねばならない。
- e. あらかじめ印鑑届をしている取引先は、以後個別の取引ではこの届出印鑑の印章を用いて手形・証書などを作成する。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ
- (5) 5つ

〔問14〕 手形貸付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもつがそのどちらを行使してもよい。
- (2) 手形債権が時効によって消滅しても、金銭消費貸借上の債権は当然には時効消滅しない。
- (3) 金融機関が、金銭消費貸借上の債権を自働債権として相殺するためには、同時に手形を貸付先に返還しなければならない。
- (4) 手形貸付の約束手形をもって、手形訴訟を利用することができる。
- (5) 判例は、手形書替の法的性質は、原則として延期手形の差入であり、旧手形を返却すれば、旧手形の債務は消滅するとしている。

〔問 15〕 証書貸付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付は、金銭消費貸借契約であり、当事者の意思表示の合致と金銭の授受が成立要件である。
- (2) 借用証書を公正証書とする場合でも、強制執行認諾文言を付しておかないと、債務不履行のときに直ちに強制執行を行うことができない。
- (3) 借用証書の印紙税の納付は、借主等が印章や署名でもって鮮明に印紙を消さなければならない。
- (4) 利率の引上げ、弁済期の短縮などは、かならず保証人の承諾を受けないと、変更後の貸出条件を保証人に主張できない。
- (5) 抵当権の設定登記は、消費貸借契約が有効に成立する以前に行うと効力が生じない。

〔問 16〕 手形割引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引の法的性質は、手形の売買であると解されている。
- (2) 物的抗弁とは、手形上の債務者がすべての債権者に対して対抗できる抗弁をいう。
- (3) 融通手形を割引いた金融機関が悪意であっても金融機関は手形上の権利を正當に取得する。
- (4) 手形割引の実行にあたっては、手形形式の点検、手形の成因調査、手形支払人の信用調査に留意しなければならない。
- (5) 割引手形が不渡りの場合、割引依頼人が組合に対して手形買戻義務を負うのは手形法に基づく義務である。

〔問 17〕 当座勘定取引に付帯する当座貸越について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 組合は、約定した極度額の範囲内で、常に貸越義務を負担している。
- (2) 取引先が取引停止処分を受けた場合、取引先は、組合から通知催告があれば、貸越元金を支払わなければならない。
- (3) 貸越金がある場合であっても当座貯金勘定に受入れまた振込まれた手形・小切手などが貸越金の担保となることはない。
- (4) 貸越利息は、当座貸越約定書により、毎日発生都度、所定の利率・方法で計算し貸越元金に組入れられる。
- (5) 取引先は、組合の承諾を得ないで当座貸越取引を解約することができない。

〔問 18〕 特定債務保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証契約は、債権者と債務者と保証人との三者間の契約でないと成立しない。
- (2) 債務者が保証人をたてる義務を負う場合には、その保証人は、行為能力者かつ弁済資力を有する者でなければならない。
- (3) 主たる債務契約が無効となり、あるいは取消されると、保証債務も無効となる。
- (4) 主たる債務者に対する債権者の権利が移転したときは、保証人に対する権利もこれに随伴して移転する。
- (5) 主たる債務が消滅すると、原則として保証債務は消滅する。

〔問 19〕 連帯保証について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 組合の融資実務では、通常、連帯保証であることを保証契約の中で明示していない。
- (2) 主たる債務が商行為による債務であるとき、その保証は当然に連帯保証となる。
- (3) 連帯保証人は、催告の抗弁権と検索の抗弁権を有している。
- (4) 共同保証の場合、連帯保証人は分別の利益を有している。
- (5) 連帯保証人は、主たる債務者が有する相殺権を援用する権利を有していない。

〔問 20〕 保証契約の締結に関する a～e の記述について、正しいものはいくつあるか、次の(1)～(5)から1つ選びなさい。

- a. 保証契約は、書面(電磁的記録を含む)でなければその効力を生じない。
  - b. 保証契約の書面は、差入方式でもよい。
  - c. 保証契約は、要式契約である。
  - d. 貸付後に保証人を追加するときは、あとから別途に保証書の提出を受けなければならない。
  - e. 保証契約にあたっては、保証人に対してその知識・経験に応じて、保証内容の十分な説明をし、保証意思の確認をしなければならない。
- (1) 1つ
  - (2) 2つ
  - (3) 3つ
  - (4) 4つ
  - (5) 5つ

〔問 21〕 手形保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形保証は、手形法の規定に基づく保証である。
- (2) 手形保証は、必ず手形本体または補箋に署名または記名捺印しなければ成立しない。
- (3) 被保証債務である手形債務が、方式の瑕疵を除く他のいかなる理由によって無効になっても、手形保証は無効とならない。
- (4) 手形保証債務は、独立性、内容同一性、補充性を有する。
- (5) 手形保証人は、被保証債務者が有する人的抗弁権を有しない。

〔問 22〕 貸金等根保証契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 個人を保証人とする根保証契約である。
- (2) 極度額には、主たる債務の元本のほかその利息、損害金も含まれる。
- (3) 元本が確定後に生じた主たる債務の元本については、保証債務を負わない。
- (4) 元本確定期日の1ヵ月前の時期に元本確定期日の変更を行う際に、元本確定期日を当該変更契約の日から5年を超える日より後の日とすると、当該元本確定期日は無効となる。
- (5) 主たる債務者または保証人が破産手続開始の決定を受けたときは、元本は確定する。

〔問 23〕 農(漁)業信用基金協会保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 協会は、農業者、中小漁業者等の経営に必要な資金の融資を円滑化するための信用補完機関である。
- (2) 協会は、定款、業務方法書などにしたがって、保証を行う。
- (3) 協会保証の性質は、通常の民法上の保証とされる。
- (4) 協会が保証人の立場で代位弁済した場合、物上保証人に対して代位弁済額の全額について抵当権に代位する。
- (5) 協会保証を受けた保証債務の事後管理等については、保証契約の約定書等に特約されている。

〔問 24〕 保証債務の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証債務の免除は、債権者の単独行為とされ、保証は消滅する。
- (2) 被保証債務である貸付金が、主債務者の弁済により完済されると、保証債務も当然に消滅する。
- (3) 被保証債務である貸付先が死亡すると保証債務は消滅する。
- (4) 保証債務の免除契約による合意によって保証債務は消滅する。
- (5) 保証免除は、実務的には保証書を返却したり、免除証書を交付したりする方法がとられる。

〔問 25〕 担保物権について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保権は、取引の必要から商慣習的に発生し、判例によって認められている担保物権である。
- (2) 約定担保物権とは、債権者と財産所有者との合意によって生じる担保物権のことをいう。
- (3) 法定担保物権とは、より強く保護すべきであると考えられる債権者に、法律の規定によって当然に与えられる担保物権のことをいう。
- (4) 留置権、先取特権は、法定担保物権であり、質権、抵当権、相殺権などは約定担保物権である。
- (5) 対抗要件とは、当事者間で効力が生じた権利ないし法律関係の得喪・変更を第三者に対して対抗するための要件のことをいう。

〔問 26〕 担保物権の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで、担保物件の全部について担保権を行うことができるという性質である。
- (2) 担保物の滅失、売却、賃貸等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金、賃貸料等の上に担保権の効力が及んでいるので、担保権者は差押えする必要はない。
- (3) 元本確定前の根抵当権は、附従性を有さない。
- (4) 留置権、先取特権、質権はいずれも附従性を有する。
- (5) 普通抵当権は、附従性、随伴性、物上代位性、不可分性のすべての特性を有する。

〔問 27〕 抵当目的物件について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 立木登記がある立木や一定の明認方法が施された立木にも、山林に設定した抵当権の効力が及ぶ。
- (2) 自動車に抵当権の目的とする場合、抵当権者がその自動車を占有しないと第三者対抗要件とはならない。
- (3) 更地は、一般的に建付地と比較して、担保評価が大きくなる。
- (4) 工場抵当法3条により機械・器具等の目録を作って土地建物とともに抵当権を設定することは、一般的に規模の大きい工場に利用される。
- (5) 耕作の目的で使用されているが、土地登記上の地目が山林となっている物件は山林である。

〔問 28〕 自組合貯金担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 自組合の定期貯金を担保として取得するには、貯金者から貯金担保差入証の差入を受ける。
- (2) 貯金債権を目的とする質権設定には、法律上、貯金証書または貯金通帳の差入は必要としない。
- (3) 質権として、第三者対抗要件を満たすためには、担保差入証に確定日付を付す必要がある。
- (4) 第三者対抗要件を備えた質権も、国税等の滞納処分による差押にはすべて対抗できない。
- (5) 確定日付が付されていなくても、相殺の要件を満たしていれば、組合は第三者(国税等の滞納処分による差押)に対しても、相殺でもって対抗することができる。

〔問 29〕 譲渡担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡(移転)することである。
- (2) 譲渡担保の目的物が動産の場合は、動産の現実の引渡しあるいは占有改定を行う。
- (3) 譲渡担保の目的物が指名債権の場合は、確定日付のある債権譲渡の通知あるいは承諾を行う。
- (4) 譲渡担保の目的物が不動産の場合は、対抗要件具備のために所有権移転の登記を行う。
- (5) 手形の譲渡担保は、国税等の法定納期限の以前の設定の場合に限り、国税等に優先する。

〔問 30〕 不動産担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 主物である家屋に抵当権を設定すれば、別段の定めのない限り、従物である畳、建具にも当然に抵当権の効力が及ぶ。
- (2) 宅地、建物、農地の賃借権は、その登記がないと第三者に対抗できない。
- (3) 区分所有建物における専有部分に対する抵当権設定の効力は共用部分の持分にも及ぶ。
- (4) 取引事例比較法は、主に土地の評価に利用される方法である。
- (5) 所有権移転の仮登記、滞納処分による差押、仮差押などの登記は、登記記録の甲区欄に記載されている。

〔問 31〕 電子記録債権に関する a～e の記述について、正しいものはいくつあるか、次の(1)～(5)から1つ選びなさい。

- a. 電子記録債権は、指名債権や手形債権とも異なる金銭債権である。
- b. 電子記録債権は、その発生または譲渡について、電子記録を要件とする。
- c. 電子記録債権には、電子記録債権を保証するために保証記録によって発生する保証人に対する保証債務履行請求権も含まれる。
- d. 電子記録債権は、原因関係となった売掛債権とは別個の債権である。
- e. 電子記録債権に質権を設定することも、譲渡担保とすることも可能である。

- (1) 5つ
- (2) 4つ
- (3) 3つ
- (4) 2つ
- (5) 1つ

〔問 32〕 普通抵当権と根抵当権の相違点・共通点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通抵当権は特定の債権を担保し、根抵当権は一定の範囲の不特定の債権を担保する。
- (2) 民法における抵当権に関する規定は、根抵当権には適用されない。
- (3) 被担保債権が消滅すれば、普通抵当権は消滅するが、根抵当権はそれだけでは消滅しない。
- (4) 債権譲渡、代位弁済等により債権が移転すると、普通抵当権は随伴性を有するが、元本確定前の根抵当権は債権の譲受人・代位弁済者に移転しない。
- (5) 登録免許税は、土地や建物に設定した場合、普通抵当権の債権額、根抵当権の極度額それぞれの1,000分の4である。

〔問 33〕 根抵当権の被担保債権の範囲について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「手形上、小切手上的債権」は、根抵当権の債務者が振出、裏書、保証した手形・小切手を組合が手形割引等によって第三者から取得した場合、その手形・小切手上的債権が担保される。
- (2) 「手形割引取引」は、手形割引により割引いた手形が不渡になった場合などで取引先が負担する買戻債務および損害金が担保される。
- (3) 「保証取引」は、組合が取引先の委託を受けて保証人となり、保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。
- (4) 「消費貸借取引」は、手形貸付、証書貸付をした場合の貸付元金・利息・損害金が担保される。
- (5) 「売買取引」は、経済事業取引によって発生する債権が担保され、農業資材を取引先に売った場合はその代金債権が担保される。

〔問 34〕 根抵当権の元本の確定について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 根抵当権の元本確定によって、担保される元本債権は、確定した時に存在するものに限定される。
- (2) 債務者以外の根抵当権設定者の死亡は、元本確定事由ではない。
- (3) 元本確定期日を定めない場合、根抵当権者はいつでも元本確定請求をすることができる。
- (4) 根抵当権は、確定期日と定められた日の正午の到来をもって確定する。
- (5) 共同根抵当権の場合、1個の不動産についての元本の確定事由は、すべての不動産について一様に根抵当権の確定を生ずる。

〔問 35〕 根抵当権の順位の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 順位の変更は、抵当権の優先関係を当事者間で絶対的に変更する手続である。
- (2) 順位の変更には、変更後の順位が変わらない中間順位者を除外してその他の全員の合意が必要である。
- (3) 根抵当権が数個の物件に共同担保として設定されたものである場合、その一部物件についてのみ順位変更することもできる。
- (4) 順位の変更は登記をしなければ、その効力を生じない。
- (5) 順位の変更をする抵当権等の登記上利害関係者がいるときは、その者の承諾書を登記申請書に添付しなければならない。

〔問 36〕 根抵当権の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被担保債権の範囲と債務者については、いずれも元本の確定後においても変更が可能である。
- (2) 被担保債権の変更によって、変更前にその範囲に含まれていた債権でも変更後その範囲から外れた債権は、その根抵当権で担保されなくなる。
- (3) 極度額の増額は、後順位担保権者などの利害関係人の承諾が必要である。
- (4) 極度額の変更は、常に、付記登記の形式をもってなされる。
- (5) 債務者の変更は、債務者甲を乙に入換えることも、乙を追加して債務者を甲・乙とすることも可能である。

〔問 37〕 根抵当権の譲渡について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである。
- (2) 分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において二つの同順位の根抵当権に分割し、その一つの根抵当権を第三者に譲渡することである。
- (3) 全部譲渡と分割譲渡は、譲渡人と譲受人との合意によって成立する。
- (4) 一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである。
- (5) 譲渡人と譲受人との間で単に一部譲渡しただけのとき、競売時における両者の取分は、それぞれの被担保債権の残高に応じて定まる。

〔問 38〕 根抵当権の債務者死亡と相続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、当然に引続き担保される。
- (2) 相続開始後3か月以内に新たな債務者(以下「指定債務者」)を定めその登記をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる。
- (3) 「指定債務者」は、債務者の相続人のいずれかの者から選定されなければならない。
- (4) 「指定債務者」を選定する合意の当事者とは、根抵当権設定者と根抵当権者である。
- (5) 合意が適法になされ、その登記が法定期間内になされた場合は、根抵当権は、「指定債務者」が相続開始後に負担する債務も担保する。

〔問 39〕 債務者行方不明時の管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 住民票や戸籍の付票を閲覧または謄抄本の請求をして転出先を調査するのは調査方法の1つである。
- (2) 融資先に対する貸付金期限の利益喪失についての内部稟議書の承認日を以って弁済期日とする。
- (3) 繰上償還請求書が配送不能で返送されたときは、農協取引約定書の定めにより、組合の意思表示が相手方に到達したものとみなされる(みなし送達)が、第三者との間においては到達の効力を主張することができない。
- (4) 融資先がある程度の財産を残している場合、債権者である農協は不在者の財産管理人の選任を家庭裁判所に申立てることができる。
- (5) 行方不明者を相手に貸付金返還請求訴訟を起こすことはできない。

〔問 40〕 債務者の死亡と借入債務の相続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 相続債務は、遺産分割の対象とすることができない。
- (2) 限定承認があっても担保権の行使は通常どおりできる。
- (3) 相続人不存在の場合、利害関係人等の請求により相続財産の管理人が選任され、債権届出のあった債権者に対して管理人から弁済される。
- (4) 遺産分割協議において、自己の取得すべき財産についてすべて権利放棄した法定相続人は、民法に規定された相続放棄に該当する。
- (5) 相続財産が債務超過の場合、相続債権者は破産手続開始の申立をすることができる。

〔問 41〕 法人取引先の変動について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 法人取引先の代表者が変更すると、農(漁)協取引約定書を取りなおす必要がある。
- (2) 法人取引先の代表者が変更すると、旧代表者による代理人届はとりなおさないと効力がなくなる。
- (3) 法人取引先の商号に変更があると、契約等を取りなおす必要がある。
- (4) 法人取引先の資本金等の減少、合併、会社分割が、債権者である組合を害するおそれがあるときは、債権者保護手続を取る。
- (5) 法人取引先が解散し清算手続きに入っても取締役はその地位を失わない。

〔問 42〕 債務の消滅時効と時効中断について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引について、買戻請求権は5年、約束手形の振出人に対する請求権は3年、裏書人等に対する遡求権は1年の消滅時効期間である。
- (2) 組合員に対する購買掛金で、販売価格が仕入価格に仕入から販売までの期間の金利を加算した程度のものは、消滅時効期間は10年(但し組合員が商人と認められると5年)である。
- (3) 時効中断の方法として民法が定めているものは、請求、差押・仮差押・仮処分、承認である。
- (4) 債務承認弁済契約証書の徴求により弁済期を変更した場合は、変更後の弁済期の翌日から時効が進行する。
- (5) 主債務者が時効を援用せず、時効の利益を放棄すると、保証人は主債務についての時効を援用して自らの保証債務の履行を拒否することができない。

〔問 43〕 代位弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 物上保証人、担保物件の第三取得者、後順位担保権者は、いずれも法定代位権者である。
- (2) 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、それに付随していた担保権(物的担保と人的担保)と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。
- (3) 任意代位の場合、主債務者が第三者の弁済に反対した場合には弁済を受け入れることはできない。
- (4) 有効な第三者弁済がなされた場合であっても、債権者が同意しない限り債権者の有していた主債務者に対する債権や担保権は弁済した第三者に移転しない。
- (5) 一部代位により担保権を準共有した代位権者は、単独で担保権の実行ができる。

〔問 44〕 代物弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代物弁済を行うには債権者と弁済者(債務者など)との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にその物が引渡される必要がある。
- (2) 代物弁済により原債権は消滅し、それに付随する担保・保証等も消滅する。
- (3) 連帯保証人等の法定代位権者が代物弁済したときは、債権および担保権は弁済者に移転する。
- (4) 手形あるいは小切手を以て代物弁済した場合、その手形・小切手が後日不渡となると、原債権は復活し、債権者は弁済者に請求できる。
- (5) 動産または不動産を代物弁済とした場合、目的物件にかくれた瑕疵があり、債権者がこれを知らなかったときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができる。

〔問 45〕 相殺の要件と手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権者と債務者との間で同種の債権債務が対立しているときに、当事者の一方から相手方に対する意思表示によって、その債権・債務を対当額において消滅させることを相殺という。
- (2) 債権者と債務者のどちらか一方の債務が弁済期にあることは、相殺の要件の1つである。
- (3) 貯金通帳・証書は、回収できなくても相殺の効力に影響はない。
- (4) 自働債権である貸付金について弁済期未到来のときは、農協取引約定書の定めに従って期限の利益を失わせることが必要である。
- (5) 受働債権の定期貯金について弁済期が未到来のときは、期限の利益を放棄し弁済期を到来させ、相殺適状にした上で相殺できる。

〔問 46〕 相殺通知の相手方に関する a～e の記述について、正しいものはいくつあるか、次の(1)～(5)から1つ選びなさい。

- a. 差押命令を受けた貯金を相殺する場合、差押債権者への通知も有効である。
- b. 連帯保証人の貯金と相殺する場合は、融資先債務者と連帯保証人のどちらかに行う。
- c. 差押・転付命令を受けた貯金と相殺する場合、差押・転付債権者に対して行う。
- d. 貯金者が破産手続開始決定を受けたときは、融資先債務者に対して行う。
- e. 貸付金の弁済期が経過していたときに債務者が死亡した場合、相続人に被相続人に対する債権と債務を相殺した旨の相殺通知を行う。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ
- (5) 5つ

〔問 47〕 債務引受について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 免責的債務引受は、債務引受によって、旧債務者は債務を免れ、新債務者のみが債務者として残る。
- (2) 重疊的債務引受は、債権者と引受人の契約によってすることもでき、この場合は旧債務者の意思に反しても有効である。
- (3) 重疊的債務引受の場合、既存の債務に付帯する担保・保証は債務引受後もそのまま存続する。
- (4) 免責的債務引受契約を新旧債務者間でした場合、債権者の同意がなくても債務引受の効力を生じる。
- (5) 免責的債務引受の場合、旧債務の第三者提供担保は、担保提供者の同意がない限り担保権は消滅する。

〔問 48〕 不動産抵当権の実行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農協の職員は、農協の代理人として抵当権の実行手続きを行うことができる。
- (2) 不動産競売申立書の添付書類として、金銭消費貸借契約書など債権の存在を証明する債権証書の写しの提出は必要としない。
- (3) 差押の効力は、執行裁判所より競売開始決定書が債務者および所有者に送付されたときに生ずる。
- (4) 評価書に記載された売却基準価額の8割が買受可能価額になる。
- (5) 申立債権者などは、執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、1週間以内に債権計算書を提出しなければならない。

〔問 49〕 債務名義と強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 強制執行をするためには、債務名義につき執行文の付与を受け、債務名義を債務者に送達しておくことが必要である。
- (2) 確定判決、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促は、いずれも債務名義として認められている。
- (3) 和解調書、調停証書、破産債権者表は、判決ではないので債務名義とはならない。
- (4) 支払請求訴訟を提起して勝訴判決を求め、確定した終局判決が債務名義となる。
- (5) 支払督促に対し債務者が異議を申立てると、支払督促は効力を失い、訴訟手続に移行する。

〔問 50〕 各種の法的倒産手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 再生手続における給与所得者等再生の特例では、債権者の手取り収入から本人及び扶養を受ける者の最低限の生活費を控除した額の3年分を再生計画において弁済に充てるという要件を満たす場合に、債権者の決議なしに、裁判所が再生計画を認可する。
- (2) 破産は、債務者が再建の途がない場合に、債務者の資産を換価して各債権者に公平に分配するための手続である。
- (3) 再生手続における住宅資金貸付債権の特則では、住宅を手放すことなく、住宅ローンの弁済期間の繰延ができるが、利息や遅延損害金を含めて債権カットはできない。
- (4) 破産手続においては、担保権付債権は別除権として、破産手続外で担保権実行により優先回収することができる。
- (5) 小規模個人再生手続は、無担保再生債権の総額が5千万円以下の個人債務者について、通常の民事再生手続を簡素化した手続である。



# 「試験問題解説編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

# 目 次

問1	融資実務の基本事項	24
問2	貸出稟議書	24
問3	利息計算方法と支払時期	25
問4	貸出の事後管理	26
問5	統一ローン	27
問6	生活資金の融資	27
問7	事業資金融資の審査	28
問8	運転資金および設備資金	29
問9	融資の相手方	29
問10	代理人との取引	30
問11	農（漁）協取引約定書（その1）	30
問12	農（漁）協取引約定書（その2）	31
問13	約定書・契約書徴求上の留意事項	32
問14	手形貸付	32
問15	証書貸付	33
問16	手形割引	34
問17	当座貸越	34
問18	特定債務保証	35
問19	連帯保証	35
問20	保証契約の締結	36
問21	手形保証	36
問22	貸金等根保証契約	37
問23	農（漁）業信用基金協会保証	38
問24	保証債務の消滅	38
問25	担保物権	39
問26	担保物権の特性	39
問27	抵当目的物件	40
問28	自組合貯金担保	41
問29	譲渡担保	41
問30	不動産担保	42
問31	電子記録債権	42
問32	普通抵当権と根抵当権の相違点・共通点	43
問33	根抵当権の被担保債権の範囲	44
問34	根抵当権の元本の確定	44
問35	根抵当権の順位の変更	45

問36	根抵当権の変更	46
問37	根抵当権の譲渡	46
問38	根抵当権の債務者死亡と相続	47
問39	債務者行方不明時の管理	47
問40	債務者の死亡と借入債務の相続	48
問41	法人取引先の変動	49
問42	債務の消滅時効と時効中断	49
問43	代位弁済	50
問44	代物弁済	51
問45	相殺の要件と手続	51
問46	相殺通知の相手方	52
問47	債務引受	53
問48	不動産抵当権の実行	53
問49	債務名義と強制執行	54
問50	法的倒産手続	54

# 正解と解説

## 融資実務

各問の(1)~(5)の中から正しいものを1つ選んでください。

### 融資実務の基本事項)

問 1 融資実務の基本事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 融資の基本原則は、安全性・収益性・成長性・公共性の4原則である。
- (2) 審査においては、融資の基本原則に照らして取り上げるか否かを判断し、もし取り上げるとすれば、どのような融資条件で融資するかを決める。
- (3) 信用調査のポイントは、融資先のキャラクター、キャパシティー、キャピタルの3つ「C」である。
- (4) 融資審査では、申込者の信用を調査し、借入申込の内容をよく検討しなければならない。
- (5) 貸付契約が有効に成立するためには、相手方に、権利能力・行為能力が備わっていないなければならない。

正解率 61%

正解 (1)



#### ▶解説

- ① 融資の基本原則は、安全性・収益性・流動性・成長性・公共性の5原則である。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ② 審査においては、融資の基本原則に照らして取り上げるか否かを判断し、もし取り上げるとすれば、どのような融資条件で融資するかを決める。したがって、(2)は正しい。
- ③ 信用調査のポイントは、融資先のキャラクター（性格）、キャパシティー（能力）、キャピタル（資本）の3つの「C」である。したがって、(3)は正しい。
- ④ 融資審査では、申込者の信用を調査し、借入申込の内容をよく検討しなければならない。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 貸付契約、保証契約、担保契約が有効に成立するためには、相手方に、権利能力・行為能力が備わっていないなければならない。したがって、(5)は正しい。

### 貸出稟議書)

問 2 貸出稟議書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貸出稟議書は、融資担当者から稟議書の回付を受けた二次審査者が、稟議書を通じて共同検討するという過程を経て、金融機関としての意思を作り上げていく役割を果たすものである。
- (2) 決裁を受けた稟議書は、組合が融資先を

どのように評価し、どんな考え方でどのような内容の融資を行ったか、また融資実行後何にポイントを置いて事後管理していくか、などを示す記録となる。

- (3) 融資条件（絶対的記載事項）とは、貸出先名、資金用途、貸出金額、貸出形式、貸出期限、返済方法、貸出利率、保証・担保、取上げ理由、である。
- (4) 貸出金額で、一度にまた何回かに分けて融資した累計額が決裁金額に達した以降には新貸ができないものを限度金額という。
- (5) 季節金融融資のように、前年または前回融資した資金と同種の貸付を再び取上げる稟議を復活稟議という。

正解率 57%

正解 (3)

--	--

---▶解説

- ① 貸出稟議書は、融資担当者から稟議書の回付を受けた二次審査者が、稟議書を通じて共同検討するという過程を経て、金融機関としての意思を作り上げていく役割を果たすものである。したがって、(1)は正しい。
- ② 決裁を受けた稟議書は、組合が融資先をどのように評価し、どんな考え方でどのような内容の融資を行ったか、また融資実行後何にポイントを置いて事後管理していくか、などを示す記録となる。したがって、(2)は正しい。
- ③ 貸出を取上げた理由は、貸出稟議書に記載する融資条件（絶対的記載事項）ではなく説明事項（任意的記載事項）である。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 貸出金額で、一度にまた何回かに分けて融資した累計額が決裁金額に達した以降には新貸ができないもの

を限度金額という。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 季節金融融資のように、前年または前回融資した資金（既に回収済みで現在は残高がない状態にある資金）と同種の貸付を再び取上げる稟議を復活稟議という。したがって、(5)は正しい。

## 利息計算方法と支払時期

問 3 利息計算方法と支払時期について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付（元金均等・元金不均等償還方式）の当初貸付の場合：貸付金×貸付日から払込・支払期日までの日数（両端入れ）×貸付利率÷365＝利息額（支払期日後取り）
- (2) 証書貸付（アドオン方式）の場合：所要資金×アドオン年利率×融資月間（月数）/12＝利息額 所要資金＋利息額＝融資金額 融資金額÷融資期間＝毎月の返済額
- (3) 手形貸付の手形書替（旧手形満期日）の場合：手形金額×書替日の翌日から手形の満期日までの日数（片落し）×貸付利率÷365＝利息額（手形書替日に前取り）
- (4) 手形割引の場合：1通ごとの手形額面金額×割引日から手形の満期日までの日数（両端入れ）×割引料率÷365＝割引料（割引実行日に前取り）
- (5) 当座貸越の場合：毎日の貸越最高残高の利息計算期間内の積数合計×貸越利率÷365＝貸越利息（組合所定の決算時期に貯金残高からの引落し、または貸越残高への組入れにより処理するのが一般的）

正解率 41%

正解 (5)

--	--

---▶解説

- ① 証書貸付（元金均等・元金不均等償

還方式)の当初貸付の場合：貸付金×貸付日から払込・支払期日までの日数(両端入れ)×貸付利率÷365=利息額(支払期日に後取り)である。したがって、(1)は正しい。

② 証書貸付(アドオン方式)の場合：所要資金×アドオン年利利率×融資月間(月数)/12=利息額 所要資金+利息額=融資金額 融資金額÷融資期間=毎月の返済額となる。したがって、(2)は正しい。

③ 手形貸付の手形書替(旧手形満期日)の場合：手形金額×書替日の翌日から手形の満期日までの日数(片落し)×貸付利率÷365=利息額(手形書替日に前取り)となる。したがって、(3)は正しい。

④ 手形割引の場合：1通ごとの手形額面金額×割引日から手形の満期日までの日数(両端入れ)×割引料率÷365=割引料(割引実行日に前取り)となる。したがって、(4)は正しい。

⑤ 当座貸越の場合：毎日の貸越最終残高の利息計算期間内の積数合計×貸越利率÷365=貸越利息となる。したがって、(5)は誤りで、これが本問の正解である。

## 貸出の事後管理

問 4 貸出の事後管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権確保上の必須条件は、必ず完備の上、融資実行することが原則である。
- (2) 融資関係書類が処理中の場合であっても、担当者の机の引出しにはしまわず、ホルダーに入れてキャビネットに格納し紛失

しないような配慮が必要である。

- (3) 融資実行が行われた後は、融資決裁条件の資金使途どおりに確実に使用されたか追跡確認する必要がある。
- (4) 生活資金融資の事後管理のポイントは、融資後に、勤務先の経営状態、本人の勤務状態、本人および家族の健康状態に変化はないかどうかを調べて、収入の安定、家庭生活の安定状況を確認することである。
- (5) 管理表の作成は、融資後の組合の管理データとしては重要ではない。

正解率 98%

正解 (5)

### 解説

- ① 融資契約書類や保証・担保契約手続等の債権確保上の必須条件は、必ず完備の上、融資実行することが原則である。したがって、(1)は正しい。
- ② 融資関係書類が処理中の場合であっても、担当者の机の引出しにはしまわず、ホルダーに入れてキャビネットに格納し紛失しないような配慮が必要である。したがって、(2)は正しい。
- ③ 融資金が資金使途以外に費消されると、融資回収の返済財源が確保されなくなるおそれがある。融資実行が行われた後は、融資決裁条件の資金使途どおりに確実に使用されたか追跡確認する必要がある。したがって、(3)は正しい。
- ④ 生活資金融資の事後管理のポイントは、融資後に、勤務先の経営状態、本人の勤務状態、本人および家族の健康状態に変化はないかどうかを調べて、収入の安定、家庭生活の安定状況を確認することである。したがって、(4)は

正しい。

- ⑤ 組合内部資料として、管理表の作成は、統一した総合的な組合員管理や支援が可能となるものであり、融資後の組合の管理データとして重要である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 統一ローン

**問 5** 統一ローンについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 事前調査では、申込者の本人確認・在籍確認を顔写真入りの公的書類でもって確認する。
- (2) ローン借入申込書の内容と借入相談段階で作成した相談シートの内容との不一致は特に問題としない。
- (3) チェックシートによる審査では、各項目について適否を判定し、すべてが「適」である場合だけが、「保証付貸出」の対象となる。
- (4) 借入比率・返済比率の算出にあたり、借入者が給与所得者の場合は、「前年税込年収」を使い、公的証明などで確認する。
- (5) 本人の借入意思を確認する際に、配偶者がいる場合は、本件借入について配偶者が承知しているかどうかを確認する。

正解率 80%

正解 (2)

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------

### ▶ 解説

- ① 事前調査では、申込者の本人確認・在籍確認を顔写真入りの公的書類でもって確認する。したがって、(1)は正しい。
- ② 事前調査段階、受付段階で可としたものが否となる可能性があるため、一致の確認が重要である。したがって、

(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ③ チェックシートによる審査では、各項目について適否を判定し、すべてが「適」である場合だけが、「保証付貸出」の対象となる。したがって、(3)は正しい。
- ④ 借入比率・返済比率の算出にあたり、借入者が給与所得者の場合は、「前年税込年収」を使い、公的証明などで確認する。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 配偶者に内緒の借入は資金使途が好ましいものではない例が多いため、本人の借入意思を確認する際に、本件借入について配偶者が承知しているかどうかを確認する。したがって、(5)は正しい。

## 生活資金の融資

**問 6** 生活資金の融資に関する記述 (a)～(e) について、正しいものはいくつあるか、次の(1)～(5)から1つ選びなさい。

- (a) 生活資金には、“生産性”がないので、その返済は生活費を圧迫する性質がある。
- (b) 生活資金融資は、貸出金とは関係のない借主の別途の収入（勤労者では給与収入、自営業者では事業所得）が返済財源である。
- (c) 審査のポイントは、“収入の安定性”と“返済意思の有無”をみきわめることである。
- (d) 一般生活資金の借入需要は、総合口座やカードローン契約で応需するのが、一般的な扱いである。
- (e) 消費者ローンにおける借入比率は、35%以内が基準となっている。
- (1) すべて  
(2) 4つ  
(3) 3つ  
(4) 2つ

(5) 1つ

正解率 69%

正解 (2)



▶解説

- ① 生活資金には、“生産性”がないので、その返済は生活費を圧迫する性質がある。したがって、(a)は正しい。
- ② 生活資金融資は、貸出金とは関係のない借主の別途の収入（勤労者では給与収入，自営業者では事業所得）が返済財源である。したがって、(b)は正しい。
- ③ 審査のポイントは、“収入の安定性”と“返済意思の有無”をみきわめることである。したがって、(c)は正しい。
- ④ 一般生活資金の借入需要は、総合口座やカードローン契約で応需するのが、一般的な扱いである。したがって、(d)は正しい。
- ⑤ 消費者ローンにおける借入比率は、50%以内が基準である。したがって、(e)は誤りである。

以上により、(a)(b)(c)(d)が正しく、本間の正解は(2)である。

## 事業資金融資の審査

問 7 事業資金融資の審査について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「ヒト」は事業主・経営者・従業員を指し、その観察は融資にあたっての最も重要な判断ポイントである。
- (2) 「モノ」の面からは、販売・回収条件と仕入・支払条件を常に聞き取り、業界の動きによりその変化を先取りすることが必要である。

(3) 事業主貸とは、必要経費にならない家事上の支出や事業主に対して支出した金額である。

(4) 静態的な運転資金が、「プラス」ならば資金に余裕があって運転資金の借入を必要としない。

(5) 金融バランスが「マイナス」は、設備投資が過大、自己資金が過少、借入金ならびに約定返済額が過多、収益力が脆弱という欠陥を持っている企業に現れる現象である。

正解率 70%

正解 (4)



▶解説

- ① 「ヒト」は事業主・経営者・従業員を指し、その観察は融資にあたっての最も重要な判断ポイントである。したがって、(1)は正しい。
- ② 「モノ」の面からは、販売・回収条件と仕入・支払条件を常に聞き取り、業界の動きによりその変化を先取りすることが必要である。したがって、(2)は正しい。
- ③ 貸借対照表の事業主貸とは、必要経費にならない家事上の支出や事業主に対して支出した金額である。したがって、(3)は正しい。
- ④ 静態的な運転資金が、「プラス」ならば資金不足で運転資金の借入を必要とし、逆に「マイナス」ならば資金に余裕があって運転資金の借入は不要である。したがって、(4)は誤りであり、これが本間の正解である。
- ⑤ 金融バランスが「マイナス」は、設備投資が過大、自己資金が過少、借入金ならびに約定返済額が過多、収益力が脆弱という欠陥を持っている企業に

現れる現象である。したがって、(5)は正しい。

## 運転資金および設備資金

問 8 運転資金・設備資金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 運転資金は、決算書からは、[売掛債権 + 棚卸資産 + 前払金] - [買掛債務 + 未払金 + 前受金] として算出される。
- (2) 回収条件の長期化、支払条件の短縮は、いずれも増加運転資金需要を生じる。
- (3) 滞貨が生ずるとその分支払資金の調達が必要となり、滞貨資金として資金需要が発生する。
- (4) 業績向上を目的とした設備資金の検討をする際には、増加運転資金需要の対応について予め検討を必要としない。
- (5) [(必要生活費 + 約定返済金の総額) ÷ 所得率 = 必要事業収入] の算式を活用して、自営業者の損益分岐点を求めることができる。

正解率 90%

正解 (4)

### ▶ 解説

- ① 運転資金は、決算書からは、[売掛債権 (受取手形 + 売掛金) + 棚卸資産 (製品 + 仕掛品 + 原材料, 商品) + 前払金] - [買掛債務 (支払手形 + 買掛金) + 未払金 + 前受金] として算出される。したがって、(1)は正しい。
- ② 回収条件の長期化、支払条件の短縮は、いずれも増加運転資金需要を生じる。したがって、(2)は正しい。
- ③ 滞貨が生ずるとその分支払資金の調達が必要となり、滞貨資金として資金需要が発生する。したがって、(3)は正しい。

④ 業績向上を目的とした設備資金については、必ず増加運転資金需要が発生するので、資金調達方法を予め検討する必要がある。したがって(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

⑤ [(必要生活費 + 約定返済金の総額) ÷ 所得率 = 必要事業収入] の算式を活用して、自営業者の損益分岐点を求めることができる。したがって、(5)は正しい。

## 融資の相手方

問 9 融資の相手方について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 親権者である父母がいる未成年者が金銭の借入をする場合は、父母両名の同意が必要である。
- (2) 成年被後見人は、日用品の購入等日常生活に関する行為以外の行為については、成年被後見人の代理によらなければならない。
- (3) 補助人が被補助人を代理して、被補助人の居住用の建物・敷地に抵当権を設定する場合、家庭裁判所の許可が必要である。
- (4) 株式会社の代表機関は、特に代表取締役を定めていなければ、取締役各自が会社を代表する。
- (5) 取締役会設置の株式会社が役員 の債務を保証する場合は、株主総会の承認が必要である。

正解率 49%

正解 (5)

### ▶ 解説

- ① 親権者である父母がいる未成年者が金銭の借入をする場合は、父母両名の同意が必要である。したがって、(1)は

正しい。

- ② 成年被後見人は、日用品の購入等日常生活に関する行為以外の行為については、成年後見人の代理によらなければならない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 補助人が被補助人を代理して、被補助人の居住用の建物・敷地に抵当権を設定する場合、家庭裁判所の許可が必要である。したがって、(3)は正しい。
- ④ 株式会社の代表機関は、特に代表取締役を定めていなければ、取締役各自が会社を代表する。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 取締役会設置の株式会社が役員員の債務を保証する場合は、株主総会ではなく取締役会の承認が必要である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 代理人との取引

問 10 代理人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 本人が決定した意思を、本人に命ぜられて相手方に伝達する役割を果たす者は代理人である。
- (2) 無権代理人が行った契約を本人が追認すれば、原則として追認した時より効力が生じる。
- (3) 代理人が、本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなされる。
- (4) 代理権がない支店長が行った行為であるならば、その営業主が責任を負うことはない。
- (5) 任意代理の場合、たとえやむをえない事由があったとしても、復代理人の選任を行うことはできない。

正解率 50%

正解 (3)

解説

- ① 本人が決定した意思を、本人に命ぜられて相手方に伝達する役割を果たす者は代理人ではなく使者である。したがって、(1)は誤りである。
- ② 追認により、その契約は原則として契約の時に遡って効力を生ずる。したがって、(2)は誤りである。
- ③ 「代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす」(民法100条)と規定されている。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- ④ 支店長、本店営業部長といったような本店または支店の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、たとえ行った行為について代理権がなくても、支配人と同一の権限を有するものとみなされ、営業主は責任を負わなければならない。したがって、(4)は誤りである。
- ⑤ 本人の許諾またはやむをえない事由(行方不明など)がある場合は、復代理人を選任することができる。したがって、(5)は誤りである。

## 農(漁)協取引約定書(その1)

問 11 農(漁)協取引約定書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農(漁)協取引約定書は、双方契約方式をとっている。
- (2) 農(漁)協取引約定書の締結は、農(漁)

協と取引先との間の具体的な債権債務の成立要件ではない。

- (3) 農（漁）協取引約定書は、農（漁）協と取引先間での全ての取引に共通する基本的な契約事項を取決めしている。
- (4) 農（漁）協取引約定書は、当事者間の合意によって成立するもので、万一訴訟になってもその有力な証拠となる。
- (5) 農（漁）協取引約定書は、契約内容を明確にして当事者間のトラブルを未然に防止できる機能がある。

正解率 41%

正解 (3)

--	--

▶解説

- ① 農（漁）協取引約定書は、双方契約方式をとっている。したがって、(1)は正しい。
- ② 農（漁）協取引約定書の締結は、農（漁）協と取引先との間の具体的な債権債務の成立要件ではない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 農（漁）協取引約定書は、農（漁）協と取引先間での与信取引に共通する重要な契約事項を取決めてしている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 農（漁）協取引約定書は、当事者間の合意によって成立するもので、万一訴訟になってもその有力な証拠となる。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 農（漁）協取引約定書は、契約内容を明確にして当事者間のトラブルを未然に防止できる機能がある。したがって、(5)は正しい。

## 農（漁）協取引約定書（その2）

問 12 農（漁）協取引約定書に定められている内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取引先が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形を、組合が第三者との取引によって取得した場合についても本約定が適用される。
- (2) 取引先は、貸借対照表、損益計算書等の財務書類の写しを定期的に組合に提出する義務がある。
- (3) 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠となる。
- (4) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、組合は取引先に対する利息や保証料などを変更することができる。
- (5) 担保の処分方法等について、組合は法定の担保権実行以外の方法で担保から回収することができる。

正解率 63%

正解 (4)

--	--

▶解説

- ① 取引先が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形を、組合が第三者との取引によって取得した場合についても本約定が適用される。したがって、(1)は正しい。
- ② 取引先は、貸借対照表、損益計算書等の財務書類の写しを定期的に組合に提出する義務がある。したがって、(2)は正しい。
- ③ 暴力団排除条項は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、取引関係を解消する根拠となる。したがって、(3)は正しい。
- ④ 金融情勢の変化その他相当の事由があ

る場合に、組合は取引先に利息や保証料などを変更することについて協議を求めることができるが、変更することはできない。したがって(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- ⑤ 担保の処分方法等について、組合は法定の担保権実行以外の方法で担保から回収することができる。したがって、(5)は正しい

### 約定書・契約書徴求上の留意事項

問 13 約定書・契約書徴求上の留意事項に関する(a)~(e)の記述について、誤っているものはいくつあるか、次の(1)~(5)から1つ選びなさい。

- (a) 契約書の締結は、相手方が個人の場合には、原則として、組合職員の面前で本人の署名および押印を受ける。  
 (b) 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解できるよう適切・十分に説明を行うことが必要である。  
 (c) 訂正印は、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。  
 (d) 捨印は、後日訂正する場合を予想して、あらかじめ契約書の欄外に押印してもらっておかねばならない。  
 (e) あらかじめ印鑑届をしている取引先は、以後個別の取引ではこの届出印鑑の印章を用いて手形・証書などを作成する。

- (1) 1つ  
 (2) 2つ  
 (3) 3つ  
 (4) 4つ  
 (5) 5つ

正解率 57%

正解 (1)

--	--

▶ 解説

- ① 契約書の締結は、相手方が個人の場合には、原則として、組合職員の面前で本人の署名および押印を受ける。したがって、(a)は正しい。  
 ② 契約の締結にあたっては、相手方の知識・経験等に応じて、契約内容について理解できるよう適切・十分に説明を行うことが必要である。したがって、(b)は正しい。  
 ③ 訂正印は、その契約書の作成者全員が押印しなければならない。したがって、(c)は正しい。  
 ④ 捨印は、後日訂正する場合を予想して、念のために、あらかじめ欄外に押印することをいうが、契約内容を勝手に変更したとして訴訟に発展した例もあり、JA統一事務手続では原則禁止としている。したがって、(d)は誤りである。  
 ⑤ あらかじめ印鑑届をしている取引先は、以後個別の取引ではこの届出印鑑の印章を用いて手形・証書などを作成する。したがって、(e)は正しい。  
 以上により、(d)のみが誤りであり、本問の正解は(1)である。

### 手形貸付

問 14 手形貸付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関は、金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもつがそのどちらを行使してもよい。  
 (2) 手形債権が時効によって消滅しても、金銭消費貸借上の債権は当然には時効消滅しない。  
 (3) 金融機関が、金銭消費貸借上の債権を自

## 証 書 貸 付

動債権として相殺するためには、同時に手形を貸付先に返還しなければならない。

- (4) 手形貸付の約束手形をもって、手形訴訟を利用することができる。
- (5) 判例は、手形書替の法的性質は、原則として延期手形の差入であり、旧手形を返却すれば、旧手形の債務は消滅としている。

正解率 56%

正解 (3)



### ▶ 解 説

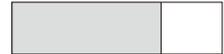
- ① 金融機関は、金銭消費貸借契約に基づく債権と手形上の債権の両方をもつが、そのどちらを行使してもよい。したがって、(1)は正しい。
- ② 手形債権が時効によって消滅しても、金銭消費貸借上の貸付債権は当然には時効消滅しない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 農（漁）協取引約定書により、貸付先は手形返還の同時履行を請求しない旨を特約している。したがって、相殺と同時に手形を貸付先に返還しなければならないとする(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 金融機関は、手形貸付の約束手形をもって、手形訴訟を利用することができる。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 判例は、手形書替の法的性質は、原則として延期手形の差入であり、旧手形を返却すれば、旧手形の債務は消滅している。したがって、(5)は正しい。

問 15) 証書貸付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付は、金銭消費貸借契約であり、当事者の意思表示の合致と金銭の授受が成立要件である。
- (2) 借用証書を公正証書とする場合でも、強制執行認諾文言を付しておかないと、債務不履行のときに直ちに強制執行を行うことができない。
- (3) 借用証書の印紙税の納付は、借主等が印章や署名でもって鮮明に印紙を消さなければならない。
- (4) 利率の引上げ、弁済期の短縮などは、かならず保証人の承諾を受けないと、変更後の貸出条件を保証人に主張できない。
- (5) 抵当権の設定登記は、消費貸借契約が有効に成立する以前に行うと効力が生じない。

正解率 71%

正解 (5)



### ▶ 解 説

- ① 証書貸付の法的性質は、金銭消費貸借契約であり、当事者の意思表示の合致と金銭の授受が成立要件である。したがって、(1)は正しい。
- ② 借用証書を公正証書とする場合でも、強制執行認諾文言を付しておかないと、債務不履行のときに直ちに強制執行を行うことができない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 借用証書の印紙税の納付は、借主等が印章や署名でもって鮮明に印紙を消さなければならない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 利率の引上げ、弁済期の短縮などは、かならず保証人の承諾を受けないと、

変更後の貸出条件を保証人に主張できない。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 判例は、消費貸借契約が有効に成立する以前に設定した抵当権の効力についても有効としており、後日実際に貸付金が交付されれば、抵当権の設定登記も有効とされている。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 手 形 割 引

問 16 手形割引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引の法的性質は、手形の売買であると解されている。
- (2) 物的抗弁とは、手形上の債務者がすべての債権者に対して対抗できる抗弁をいう。
- (3) 融通手形を割引いた金融機関が悪意であっても金融機関は手形上の権利を正当に取得する。
- (4) 手形割引の実行にあたっては、手形形式の点検、手形の成因調査、手形支払人の信用調査に留意しなければならない。
- (5) 割引手形が不渡りの場合、割引依頼人が組合に対して手形買戻義務を負うのは手形法に基づく義務である。

正解率 29%

正解 (5)

--	--

### ▶ 解説

- ① 手形割引の法的性質は、手形の売買であると解されている。したがって、(1)は正しい。
- ② 物的抗弁とは、手形上の債務者がすべての債権者に対して対抗できる抗弁をいう。したがって、(2)は正しい。
- ③ 融通手形を割引いた金融機関が悪意

であっても、金融機関は手形上の権利を正当に取得する。したがって、(3)は正しい。

- ④ 手形割引の実行にあたっては、手形形式の点検、手形の成因調査、手形支払人の信用調査に留意しなければならない。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 手形買戻義務は、農協取引約定書の約定によって発生するのであって、手形法に基づく義務（裏書人の支払担保責任）とは別の民事上の債務である。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 当 座 貸 越

問 17 当座勘定取引に付帯する当座貸越について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 組合は、約定した極度額の範囲内で、常に貸越義務を負担している。
- (2) 取引先が取引停止処分を受けた場合、取引先は、組合から通知催告があれば、貸越元金を支払わなければならない。
- (3) 貸越金がある場合であっても当座貯金勘定に受入れまた振込まれた手形・小切手などが貸越金の担保となることはない。
- (4) 貸越利息は、当座貸越約定書により、毎日発生の都度、所定の利率・方法で計算し貸越元金に組入れられる。
- (5) 取引先は、組合の承諾を得ないで当座貸越取引を解約することができない。

正解率 61%

正解 (1)

--	--

### ▶ 解説

- ① 組合は、約定した極度額の範囲内で、常に貸越義務を負担するとされる。したがって、(1)は正しく、これが本問の

正解である。

- ② 取引先が取引停止処分など即時支払事由に該当する場合、取引先は、組合から通知催告等がなくても、貸越元利金を直ちに支払わなければならない。したがって、(2)は誤りである。
- ③ 貸越金がある場合、当座貯金勘定に受け入れまた振込まれた手形・小切手などは貸越金の担保となる。したがって、(3)は誤りである。
- ④ 貸越利息は、当座貸越約定書で約定された時期に、所定の利率・方法で計算し後取りで受け取る。したがって、(4)は誤りである。
- ⑤ 取引先は、いつでも当座貸越取引を解約することができる。この場合には書面により組合に通知する。したがって、(5)は誤りである。

## 特 定 債 務 保 証

問 18 特定債務保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証契約は、債権者と債務者と保証人との三者間の契約でないと成立しない。
- (2) 債務者が保証人をたてる義務を負う場合には、その保証人は、行為能力者かつ弁済資力を有する者でなければならない。
- (3) 主たる債務契約が無効となり、あるいは取消されると、保証債務も無効となる。
- (4) 主たる債務者に対する債権者の権利が移転したときは、保証人に対する権利もこれに随伴して移転する。
- (5) 主たる債務が消滅すると、原則として保証債務は消滅する。

正解率 61%

正解 (1)

--	--

▶ 解 説

- ① 保証契約は、債権者と保証人との二者間の契約によって成立する。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ② 民法450条1項は、債務者が保証人をたてる義務を負う場合には、その保証人は、行為能力者かつ弁済資力を有する者でなければならないとしている。したがって、(2)は正しい。
- ③ 保証債務は主債務に従属し、主債務の存在を前提として存続するという附従性を有している。主たる債務契約が無効となり、あるいは取消されると、保証債務も無効となる。したがって、(3)は正しい。
- ④ 主たる債務者に対する債権者の権利が移転したときは、保証人に対する権利もこれに随伴して移転する。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 保証債務は附従性を有しているため、主たる債務が消滅すると、原則として保証債務も消滅する。したがって、(5)は正しい。

## 連 帯 保 証

問 19 連帯保証について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 組合の融資実務では、通常、連帯保証であることを保証契約の中で明示していない。
- (2) 主たる債務が商行為による債務であるとき、その保証は当然に連帯保証となる。
- (3) 連帯保証人は、催告の抗弁権と検索の抗弁権を有している。
- (4) 共同保証の場合、連帯保証人は分別の利益を有している。

(5) 連帯保証人は、主たる債務者が有する相殺権を援用する権利を有していない。

正解率 67%

正解 (2)



▶解説

- ① 組合の融資実務では、通常、連帯保証であることを保証契約の中で明示している。したがって、(1)は誤りである。
- ② 主たる債務が商行為による債務であるとき、その保証は当然に連帯保証となる。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- ③・④ 連帯保証人は、催告の抗弁権、検索の抗弁権、分別の利益を有していない。したがって、(3)(4)は誤りである。
- ⑤ 連帯保証人は、主たる債務者が有する相殺権を援用する権利を有している(民法457条2項)。したがって、(5)は誤りである。

## 保証契約の締結

問 20 保証契約の締結に関する(a)~(e)の記述について、正しいものはいくつあるか、次の(1)~(5)から1つ選びなさい。

- (a) 保証契約は、書面（電磁的記録を含む）でなければその効力を生じない。
  - (b) 保証契約の書面は、差入方式でもよい。
  - (c) 保証契約は、要式契約である。
  - (d) 貸付後に保証人を追加するときは、あとから別途に保証書の提出を受けなければならない。
  - (e) 保証契約にあたっては、保証人に対してその知識・経験に応じて、保証内容の十分な説明をし、保証意思の確認をしなければならない。
- (1) 1つ

- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ
- (5) 5つ

正解率 49%

正解 (5)



▶解説

- ① 保証契約は、書面（電磁的記録を含む）でなければその効力を生じないと。したがって、(a)は正しい。
- ② 保証契約の書面は、差入方式でもよい。したがって、(b)は正しい。
- ③ 保証契約は要式契約である。したがって、(c)は正しい。
- ④ 貸付後に保証人を追加するときは、あとから別途に保証書の提出を受けなければならない。したがって、(d)は正しい。
- ⑤ 保証契約にあたっては、保証人に対してその知識・経験に応じて、保証内容の十分な説明をし、保証意思の確認をしなければならない。したがって、(e)は正しい。

以上により、すべて正しいので、(5)が本問の正解である。

## 手形保証

問 21 手形保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形保証は、手形法の規定に基づく保証である。
- (2) 手形保証は、必ず手形本体または補箋に署名または記名捺印しなければならない。
- (3) 被保証債務である手形債務が、方式の瑕

疵を除く他のいかなる理由によって無効になっても、手形保証は無効とならない。

- (4) 手形保証債務は、独立性、内容同一性、補充性を有する。
- (5) 手形保証人は、被保証債務者が有する人的抗弁権を有しない。

正解率 43%

**正解 (4)**



**解説**

- ① 手形保証は、手形法30条以下（同77条3項で約束手形にも準用）の規定に基づく保証である。したがって、(1)は正しい。
- ② 手形保証は、必ず手形本体または補箋に署名または記名捺印しなければ成立しない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 被保証債務である手形債務が、方式の瑕疵を除く他のいかなる理由によって無効になっても、手形保証は無効とならない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 手形保証は、独立性、内容同一性を有しているが、補充性をまったく有していない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 手形保証人は、被保証債務者が有する人的抗弁権を有しないというのが通説・判例である。したがって、(5)は正しい。

## 貸金等根保証契約

**問 22** 貸金等根保証契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 個人を保証人とする根保証契約である。
- (2) 極度額には、主たる債務の元本のほかその利息、損害金も含まれる。

(3) 元本が確定後に生じた主たる債務の元本については、保証債務を負わない。

(4) 元本確定期日の1カ月前の時期に元本確定期日の変更を行う際に、元本確定期日を当該変更契約の日から5年を超える日より後の日とすると、当該元本確定期日は無効となる。

(5) 主たる債務者または保証人が破産手続開始の決定を受けたときは、元本は確定する。

正解率 50%

**正解 (4)**



**解説**

- ① 貸金等根保証契約は、個人を保証人とする根保証契約である。したがって、(1)は正しい。
- ② 貸金等根保証契約の極度額には、主たる債務の元本のほかその利息、損害金も含まれる。したがって、(2)は正しい。
- ③ 貸金等根保証契約の元本が確定した後に生じた主たる債務の元本については、保証人は保証債務を負わない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 元本確定期日の前2カ月以内の時期に元本確定期日の変更を行う場合には、当初の元本確定期日から5年以内の日を変更後の元本確定期日とすることができる。つまり、変更後の元本確定期日が1カ月前の変更契約日から5年を経過する日より後の日であっても、契約日から5年と1カ月以内であれば元本確定期日は有効となる。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 主たる債務者または保証人が破産手続開始の決定を受けたときは、貸金等

根保証契約の元本は確定する。したがって、(5)は正しい。

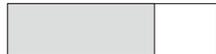
## 農(漁)業信用基金協会保証

問 23 農(漁)業信用基金協会保証について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 協会は、農業者、中小漁業者等の経営に必要な資金の融資を円滑化するための信用補完機関である。
- (2) 協会は、定款、業務方法書などにしたがって、保証を行う。
- (3) 協会保証の性質は、通常の民法上の保証とされる。
- (4) 協会が保証人の立場で代位弁済した場合、物上保証人に対して代位弁済額の全額について抵当権に代位する。
- (5) 協会保証を受けた保証債務の事後管理等については、保証契約の約定書等に特約されている。

正解率 70%

正解 (4)



### 解説

- ① 農(漁)業信用基金協会は、農業者、中小漁業者等の経営に必要な資金の融資を円滑化するための信用補完機関である。したがって、(1)は正しい。
- ② 協会は、定款、業務方法書などにしたがって、保証を行う。したがって、(2)は正しい。
- ③ 判例によれば、協会保証の性質は、民法上の保証であるとされている。したがって、(3)は正しい。
- ④ 協会が保証人の立場で代位弁済した場合、物上保証人に対しては、代位弁済額の頭割り分しか抵当権に代位しない。したがって、必ずしも全額ではな

く(4)は誤りであり、これが本問の正解である。なお、融資機関が基金協会保証の代位弁済を受けた場合、契約にもとづき基金協会が代位弁済による抵当権移転の付記登記を行うのが通例であるほか、求償権と担保、保証人との関係についても、債務保証委託契約等であらかじめ規定しているのが一般的である。

- ⑤ 協会保証を受けた保証債務の事後管理等については、保証契約の約定書等に特約されている。したがって、(5)は正しい。

## 保証債務の消滅

問 24 保証債務の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保証債務の免除は、債権者の単独行為とされ、保証は消滅する。
- (2) 被保証債務である貸付金が、主債務者の弁済により完済されると、保証債務も当然に消滅する。
- (3) 被保証債務である貸付先が死亡すると保証債務は消滅する。
- (4) 保証債務の免除契約による合意によって保証債務は消滅する。
- (5) 保証免除は、実務的には保証書を返却したり、免除証書を交付したりする方法がとられる。

正解率 86%

正解 (3)



### 解説

- ① 保証債務の免除は、債権者の単独行為とされ、債権者の一方的免除の意思表示によって保証は消滅する。したがって、(1)は正しい。

- ② 被保証債務である貸付金が、主債務者の弁済により完済されると、保証債務も附従性により当然に消滅する。したがって、(2)は正しい。
- ③ 相続債務は可分債務であり、相続人の各法定相続分に応じて当然に分割承継される(判例)。保証人は、分割承継された相続債務の保証人となるので、保証債務が消滅することはない。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 保証債務は、合意(保証債務の免除契約)により免除することができ、これにより保証債務は消滅する。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 保証免除は、実務的には保証書を返却したり、免除証書を交付したりする方法がとられる。したがって、(5)は正しい。

## 担 保 物 権

問 25 担保物権について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保権は、取引の必要から商慣習的に発生し、判例によって認められている担保物権である。
- (2) 約定担保物権とは、債権者と財産所有者との合意によって生じる担保物権のことをいう。
- (3) 法定担保物権とは、より強く保護すべきであると考えられる債権者に、法律の規定によって当然に与えられる担保物権のことをいう。
- (4) 留置権、先取特権は、法定担保物権であり、質権、抵当権、相殺権などは約定担保物権である。
- (5) 対抗要件とは、当事者間で効力が生じた

権利ないし法律関係の得喪・変更を第三者に対して対抗するための要件のことをいう。

正解率 40%

正解 (4)

--	--

### ▶ 解 説

- ① 譲渡担保権は、取引の必要から商慣習的に発生し、判例によって認められている担保物権である。したがって、(1)は正しい。
- ② 約定担保物権とは、債権者と財産所有者との合意によって生じる担保物権のことをいい、質権や抵当権などがある。したがって、(2)は正しい。
- ③ 法定担保物権とは、より強く保護すべきであると考えられる債権者に、法律の規定によって当然に与えられる担保物権のことをいい、留置権や先取特権がこれに該当する。したがって、(3)は正しい。
- ④ 相殺権は約定担保物権ではなく、担保的機能を有するものである。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 対抗要件とは、当事者間で効力が生じた権利ないし法律関係の得喪・変更(抵当権等の取得・移転等の変動)を第三者に対して対抗するための要件のことをいう。したがって、(5)は正しい。

## 担 保 物 権 の 特 性

問 26 担保物権の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで、担保物件の全部

について担保権を行うことができるという性質である。

- (2) 担保物の滅失、売却、賃貸等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金、賃貸料等の上に担保権の効力が及んでいるので、担保権者は差押えする必要はない。
- (3) 元本確定前の根抵当権は、附従性を有さない。
- (4) 留置権、先取特権、質権はいずれも附従性を有する。
- (5) 普通抵当権は、附従性、随伴性、物上代位性、不可分性のすべての特性を有する。

正解率 73%

正解 (2)

--	--

---▶解説

- ①担保物権の不可分性とは、担保権者は被担保債権の全部の弁済を受けるまで、担保物件の全部について担保権を行うことができるという性質である。したがって、(1)は正しい。
- ② 物上代位性でもって、担保物の滅失、売却、賃貸等により、担保権設定者が取得する保険金、売却代金、賃貸料等の上に担保権の効力が及んでいるが、保険金等が支払われる前に、担保権者はみずから差押えしなければならない(民法304条)。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 元本確定前の根抵当権は、附従性を有さない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 留置権、先取特権、質権はいずれも附従性を有する。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 普通抵当権は、附従性、随伴性、物上代位性、不可分性のすべての特性を有する。したがって、(5)は正しい。

## 抵 当 目 的 物 件

問 27 抵当目的物件について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 立木登記がある立木や一定の明認方法が施された立木にも、山林に設定した抵当権の効力が及ぶ。
- (2) 自動車を抵当権の目的とする場合、抵当権者がその自動車を占有しないと第三者対抗要件とはならない。
- (3) 更地は、一般的に建付地と比較して、担保評価が大きくなる。
- (4) 工場抵当法3条により機械・器具等の目録を作って土地建物とともに抵当権を設定することは、一般的に規模の大きい工場に利用される。
- (5) 耕作の目的で使用されているが、土地登記上の地目が山林となっている物件は山林である。

正解率 68%

正解 (3)

--	--

---▶解説

- ① 立木登記がある立木や一定の明認方法が施された立木には、山林に設定した抵当権の効力が及ばない。したがって、(1)は誤りである。
- ② 自動車抵当権は、道路運送車両法による自動車登録を受けたものにつき認められ、抵当権設定の登録を受けなければ自動車抵当権の得喪・変更について第三者に対抗できない。したがって、(2)は誤りである。
- ③ 更地は、一般的に建付地と比較して、担保評価が大きくなる。したがって(3)は正しく、これが本問の正解である。
- ④ 工場抵当法3条により機械・器具等の目録を作って土地建物とともに抵当権を設定することは、一般的に規模の

小さい工場に利用される。したがって、(4)は誤りである。

- ⑤ 耕作の目的で使用されている土地は、土地登記上の地目が山林など他の地目となっていて、農地である。したがって、(5)は誤りである。

## 自組合貯金担保)

問 28 自組合貯金担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 自組合の定期貯金を担保として取得するには、貯金者から貯金担保差入証の差入を受ける。
- (2) 貯金債権を目的とする質権設定には、法律上、貯金証書または貯金通帳の差入は必要としない。
- (3) 質権として、第三者対抗要件を満たすためには、担保差入証に確定日付を付す必要がある。
- (4) 第三者対抗要件を備えた質権も、国税等の滞納処分による差押にはすべて対抗できない。
- (5) 確定日付が付されていなくても、相殺の要件を満たしていれば、組合は第三者（国税等の滞納処分による差押）に対しても、相殺でもって対抗することができる。

正解率 57%

正解 (4)

--	--

### ▶解説

- ① 自組合の定期貯金を担保として取得するには、貯金者から貯金担保差入証の差入を受ける。したがって、(1)は正しい。
- ② 貯金債権を目的とする質権設定には、法律上、貯金証書または貯金通帳の差入は必要としない。したがって、(2)は正しい。ただし、実務上は、トラ

ブル防止のため、貯金証書または貯金通帳の差入を受けている。

- ③ 質権として、第三者対抗要件を満たすためには、担保差入証に確定日付を付す必要がある。したがって、(3)は正しい。
- ④ 国税等の滞納処分による差押に対抗するには、差押時点ではなく、国税等の法定納期限以前に質権が設定されていたことを担保差入証の確定日付で立証する必要がある。したがって、すべて対抗できないとする(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 確定日付が付されていなくても、相殺の要件を満たしていれば、組合は第三者（国税等の滞納処分による差押）に対しても、相殺でもって対抗することができる。したがって、(5)は正しい。

## 譲渡担保)

問 29 譲渡担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡（移転）することである。
- (2) 譲渡担保の目的物が動産の場合は、動産の現実の引渡しあるいは占有改定を行う。
- (3) 譲渡担保の目的物が指名債権の場合は、確定日付のある債権譲渡の通知あるいは承諾を行う。
- (4) 譲渡担保の目的物が不動産の場合は、対抗要件具備のために所有権移転の登記を行う。
- (5) 手形の譲渡担保は、国税等の法定納期限の以前の設定の場合に限り、国税等に優先する。

正解率 61%

正解 (5)



→解説

- ① 譲渡担保は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、担保権設定者が有する物の所有権や権利を譲渡(移転)することである。したがって、(1)は正しい。
- ② 譲渡担保の目的物が動産の場合は、動産の現実の引渡しあるいは占有改定を行う。したがって、(2)は正しい。
- ③ 譲渡担保の目的物が指名債権の場合は、確定日付のある債権譲渡の通知あるいは承諾を行う。したがって、(3)は正しい。
- ④ 譲渡担保の目的物が不動産の場合は、対抗要件具備のために所有権移転の登記を行う。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 手形の譲渡担保は、国税等の法定納期限の前後にかかわらず国税等に優先する。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 不 動 産 担 保

問 30 不動産担保について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 主物である家屋に抵当権を設定すれば、別段の定めのない限り、従物である畳、建具にも当然に抵当権の効力が及ぶ。
- (2) 宅地、建物、農地の賃借権は、その登記がないと第三者に対抗できない。
- (3) 区分所有建物における専有部分に対する抵当権設定の効力は共用部分の持分にも及ぶ。

(4) 取引事例比較法は、主に土地の評価に利用される方法である。

(5) 所有権移転の仮登記、滞納処分による差押、仮差押などの登記は、登記記録の甲区欄に記載されている。

正解率 46%

正解 (2)



→解説

- ① 主物である家屋に抵当権を設定すれば、別段の定めのない限り、従物である畳、建具にも当然に抵当権の効力が及ぶ。したがって、(1)は正しい。
- ② 宅地、建物、農地の賃借権は、その登記がなくても第三者に対抗できる場合(借地借家法、農地法)がある。そのために、現地調査でその有無を調査確認しなければならない。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 区分所有建物における専有部分に対する抵当権設定の効力は、共用部分の持分にも及ぶ。したがって、(3)は正しい。
- ④ 取引事例比較法は、主に土地の評価に利用される方法である。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 所有権移転の仮登記、滞納処分による差押、仮差押などの登記は、不動産登記簿の登記記録の甲区欄に記載されている。したがって、(5)は正しい。

## 電 子 記 録 債 権

問 31 電子記録債権に関する(a)～(e)の記述について、正しいものはいくつあるか、次の(1)～(5)から1つ選びなさい。

- (a) 電子記録債権は、指名債権や手形債権とも異なる金銭債権である。
- (b) 電子記録債権は、その発生または譲渡について、電子記録を要件とする。
- (c) 電子記録債権には、電子記録債権を保証するために保証記録によって発生する保証人に対する保証債務履行請求権も含まれる。
- (d) 電子記録債権は、原因関係となった売掛債権とは別個の債権である。
- (e) 電子記録債権に質権を設定することも、譲渡担保とすることも可能である。
- (1) 5つ  
 (2) 4つ  
 (3) 3つ  
 (4) 2つ  
 (5) 1つ

正解率 39%

正解 (1)

--	--

▶ 解説

- ① 電子記録債権は、指名債権や手形債権とも異なる金銭債権である。したがって、(a)は正しい。
- ② 電子記録債権は、その発生または譲渡について、電子記録を要件とする。したがって、(b)は正しい。
- ③ 電子記録債権には、電子記録債権を保証するために保証記録によって発生する保証人に対する保証債務履行請求権も含まれる。したがって、(c)は正しい。
- ④ 電子記録債権は、原因関係となった売掛債権とは別個の債権である。したがって、(d)は正しい。
- ⑤ 電子記録債権に質権を設定することも、電子記録債権を譲渡担保とすることも可能である。したがって、(e)は正しい。

以上により、すべて正しいので、正解は(1)である。

**普通抵当権と根抵当権の相違点・共通点**

問 32 普通抵当権と根抵当権の相違点・共通点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通抵当権は特定の債権を担保し、根抵当権は一定の範囲の不特定の債権を担保する。
- (2) 民法における抵当権に関する規定は、根抵当権には適用されない。
- (3) 被担保債権が消滅すれば、普通抵当権は消滅するが、根抵当権はそれだけでは消滅しない。
- (4) 債権譲渡、代位弁済等により債権が移転すると、普通抵当権は随伴性を有するが、元本確定前の根抵当権は債権の譲受人・代位弁済者に移転しない。
- (5) 登録免許税は、土地や建物に抵当権を設定した場合、普通抵当権の債権額、根抵当権の極度額それぞれの1,000分の4である。

正解率 73%

正解 (2)

--	--

▶ 解説

- ① 普通抵当権は特定の債権を担保し、根抵当権は一定の範囲の不特定の債権を担保する。したがって、(1)は正しい。
- ② 民法における抵当権に関する規定は、一部の規定を除き、原則として根抵当権に適用される。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 被担保債権が消滅すれば、普通抵当権は消滅するが、根抵当権は成立にも存続にも特定の債権の存在を必要としないし、根抵当権設定後に担保する債権が全部消滅してもそれだけでは消滅し

ない。したがって、(3)は正しい。

- ④ 債権譲渡、代位弁済等により債権が移転すると、普通抵当権は随伴性を有するが、元本確定前の根抵当権は債権の譲受人・代位弁済者に移転しない。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 登録免許税は、土地や建物に抵当権を設定した場合には、普通抵当権の債権額、根抵当権の極度額それぞれの1,000分の4である。したがって、(5)は正しい。

### 根抵当権の被担保債権の範囲

問 33 根抵当権の被担保債権の範囲について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「手形上、小切手上的の債権」は、根抵当権の債務者が振出、裏書、保証した手形・小切手を組合が手形割引等によって第三者から取得した場合、その手形・小切手上的の債権が担保される。
- (2) 「手形割引取引」は、手形割引により割引いた手形が不渡になった場合などで取引先が負担する買戻債務および損害金が担保される。
- (3) 「保証取引」は、組合が取引先の委託を受けて保証人となり、保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。
- (4) 「消費貸借取引」は、手形貸付、証書貸付をした場合の貸付元金・利息・損害金が担保される。
- (5) 「売買取引」は、経済事業取引によって発生する債権が担保され、農業資材を取引先に売った場合はその代金債権が担保される。

正解率 35%

正解 (3)

<input type="checkbox"/>				
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

▶ 解説

① 「手形上、小切手上的の債権」は、根抵当権の債務者が振出、裏書、保証した手形・小切手を組合が手形割引等によって第三者から取得した場合、その手形・小切手上的の債権が担保される。したがって、(1)は正しい。

② 「手形割引取引」は、手形割引により割引いた手形が不渡になった場合などで取引先が負担する買戻債務および損害金が担保される。したがって、(2)は正しい。

③ 「保証委託取引」は、組合が取引先の委託を受けて保証人となり、保証人として債権者に弁済した場合の求償債権・利息・損害金が担保される。また、「保証取引」は、根抵当権の債務者が、他人のために保証人となり、組合に対して保証債務を負っている場合、その組合の保証債権が担保される。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

④ 「消費貸借取引」は、手形貸付、証書貸付をした場合の貸付元金・利息・損害金が担保される。したがって、(4)は正しい。

⑤ 「売買取引」は、経済事業取引によって発生する債権が担保され、農業資材を取引先に売った場合はその代金債権が担保される。したがって、(5)は正しい。

### 根抵当権の元本の確定

問 34 根抵当権の元本の確定について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 根抵当権の元本確定によって、担保される元本債権は、確定した時に存在するもの

に限定される。

- (2) 債務者以外の根抵当権設定者の死亡は、元本確定事由ではない。
- (3) 元本確定期日を定めない場合、根抵当権者はいつでも元本確定請求をすることができる。
- (4) 根抵当権は、確定期日と定められた日の正午の到来をもって確定する。
- (5) 共同根抵当権の場合、1個の不動産についての元本の確定事由は、すべての不動産について一様に根抵当権の確定を生ずる。

正解率 59%

正解 (4)



▶ 解説

- ① 根抵当権の元本確定によって、担保される元本債権は、確定した時に存在するものに限定される。したがって、(1)は正しい。
- ② 債務者以外の根抵当権設定者の死亡は、元本確定事由ではない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 元本確定期日を定めない場合、根抵当権者はいつでも元本確定請求をすることができる。したがって、(3)は正しい。
- ④ 根抵当権は、確定期日と定められた日の午前零時の到来をもって確定する。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 共同根抵当権の場合、1個の不動産についての元本の確定事由は、すべての不動産について一様に根抵当権の確定を生ずる。したがって、(5)は正しい。

## 根抵当権の順位の変更

問 35 根抵当権の順位の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 順位の変更は、抵当権の優先関係を当事者間で絶対的に変更する手続である。
- (2) 順位の変更には、変更後の順位が変わらない中間順位者を除外してその他の全員の合意が必要である。
- (3) 根抵当権が数個の物件に共同担保として設定されたものである場合、その一部物件についてのみ順位変更することもできる。
- (4) 順位の変更は登記をしなければ、その効力を生じない。
- (5) 順位の変更をする抵当権等の登記上利害関係者がいるときは、その者の承諾書を登記申請書に添付しなければならない。

正解率 82%

正解 (2)



▶ 解説

- ① 順位の変更は、抵当権の優先関係を当事者間で絶対的に変更する手続である。したがって、(1)は正しい。
- ② 順位の変更をするには、変更後の順位が変わらない中間順位者も含めて当事者全員の合意が必要である。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 根抵当権が数個の物件に共同担保として設定されたものである場合、その一部物件についてのみ順位変更することもできる。したがって、(3)は正しい。
- ④ 順位の変更は登記をしなければ、その効力を生じない(民法374条2項)。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 順位の変更をする抵当権等に登記上利害関係者がいるときは、その者の承

諾書を登記申請書に添付しなければならない（昭和46・10・4民事甲第3230民事局長通達）。したがって、(5)は正しい。

## 根 抵 当 権 の 変 更

問 36 根抵当権の変更について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被担保債権の範囲と債務者については、いずれも元本の確定後においても変更が可能である。
- (2) 被担保債権の変更によって、変更前にその範囲に含まれていた債権でも変更後その範囲から外れた債権は、その根抵当権で担保されなくなる。
- (3) 極度額の増額は、後順位担保権者などの利害関係人の承諾が必要である。
- (4) 極度額の変更は、常に、付記登記の形式をもってなされる。
- (5) 債務者の変更は、債務者甲を乙に入換えることも、乙を追加して債務者を甲・乙とすることも可能である。

正解率 65%

正解 (1)

--	--

---▶ 解 説

- ① 被担保債権の範囲、債務者の変更は、いずれも元本の確定前においてのみ可能である。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ② 被担保債権の範囲を変更すると、変更前にその範囲に含まれていた債権でも、変更後その範囲から外れた債権は、その根抵当権で担保されなくなる。したがって、(2)は正しい。
- ③ 極度額の増額は、後順位担保権者などの利害関係人の承諾が必要である。

したがって、(3)は正しい。

- ④ 極度額の変更は、常に、付記登記の形式をもってなされる。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 債務者の変更は、債務者甲を乙に入換えることも、乙を追加して債務者を甲・乙とすることも可能である。したがって、(5)は正しい。

## 根 抵 当 権 の 譲 渡

問 37 根抵当権の譲渡について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである。
- (2) 分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において二つの同順位の根抵当権に分割し、その一つの根抵当権を第三者に譲渡することである。
- (3) 全部譲渡と分割譲渡は、譲渡人と譲受人との合意によって成立する。
- (4) 一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである。
- (5) 譲渡人と譲受人との間で単に一部譲渡しただけのとき、競売時における両者の取分は、それぞれの被担保債権の残高に応じて定まる。

正解率 57%

正解 (3)

--	--

---▶ 解 説

- ① 全部譲渡とは、根抵当権を被担保債権から切り離し、根抵当権全体を第三者に絶対的に移転させることである。したがって、(1)は正しい。
- ② 分割譲渡とは、1個の根抵当権を極度額において二つの同順位の根抵当権

に分割し、その一つの根抵当権を第三者に譲渡することである。したがって、(2)は正しい。

- ③ 全部譲渡と分割譲渡は、譲渡人と譲受人との間で契約し、根抵当権設定者の承諾を効力要件として成立する。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 一部譲渡とは、1個の根抵当権について、その根抵当権を一部譲渡し、譲渡人と譲受人が共有関係になることである。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 譲渡人と譲受人との間で単に一部譲渡しただけのとき、競売時における両者の取分は、それぞれの被担保債権の残高に応じて定まる。したがって、(5)は正しい。

## 根抵当権の債務者死亡と相続

**問 38** 根抵当権の債務者死亡と相続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、当然に引続き担保される。
- (2) 相続開始後3か月以内に新たな債務者（以下「指定債務者」）を定めその登記をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる。
- (3) 「指定債務者」は、債務者の相続人のいずれかの者から選定されなければならない。
- (4) 「指定債務者」を選定する合意の当事者とは、根抵当権設定者と根抵当権者である。
- (5) 合意が適法になされ、その登記が法定期間内になされた場合は、根抵当権は、「指定債務者」が相続開始後に負担する債務も担保する。

正解率 66%

正解 (2)

### ▶解説

- ① 被相続人である債務者が相続開始時点で負担していた債務は、当然に引続き担保される。したがって、(1)は正しい。
- ② 相続開始後6ヵ月以内に新たな債務者（以下「指定債務者」）を定めその登記をしないと、根抵当権は相続開始の時に元本が確定したものとみなされる。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 「指定債務者」は、債務者の相続人のいずれかの者から選定されなければならない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 「指定債務者」を選定する合意の当事者とは、根抵当権設定者と根抵当権者である。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 「指定債務者」を選定する合意が適法になされ、その登記が法定期間内になされた場合は、根抵当権は、「指定債務者」が相続開始後に負担する債務も担保する。したがって、(5)は正しい。

## 債務者行方不明時の管理

**問 39** 債務者行方不明時の管理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 住民票や戸籍の付票を閲覧または謄抄本の請求をして転出先を調査するのは調査方法の1つである。
- (2) 融資先に対する貸付金期限の利益喪失についての内部稟議書の承認日を以って弁済期日とする。
- (3) 繰上償還請求書が配送不能で返送された

ときは、農協取引約定書の定めにより、組合の意思表示が相手方に到達したものとみなされる（みなし送達）が、第三者との間においては到達の効力を主張することができない。

- (4) 融資先がある程度の財産を残している場合、債権者である農協は不在者の財産管理人の選任を家庭裁判所に申立てることができる。
- (5) 行方不明者を相手に貸付金返還請求訴訟を起こすことはできない。

正解率 58%

正解 (5)

--	--

#### ▶解説

- ① 住民票や戸籍の付票（過去の住民登録地が記載されている）を閲覧または謄抄本の請求をして、転出先を調査するのは調査方法の1つである。したがって、(1)は正しい。
- ② 融資先に対する貸付金期限の利益喪失についての内部稟議書を作成して、組合長（または然るべき決裁権限者）の承認を得た日を以って弁済期日とする。したがって、(2)は正しい。
- ③ 繰上償還請求書が配送不能で返送されたときは、農協取引約定書の定めにより、組合の意思表示が相手方に到達したものとみなされる（みなし送達）が、第三者との間においては到達の効力を主張することができない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 融資先がある程度の財産を残している場合、債権者である農協は、民法25条の規定に従って不在者の財産管理人の選任を家庭裁判所に申立てることができる。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 行方不明者を相手に貸付金返還請求訴訟を起こし、訴状等を公示送達により相手方に送達してもらった上で、欠席判決により債務名義を得て残された財産に対して強制執行手続を行うことができる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 債務者の死亡と借入債務の相続

問 40 債務者の死亡と借入債務の相続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 相続債務は、遺産分割の対象とすることができない。
- (2) 限定承認があっても担保権の行使は通常どおりできる。
- (3) 相続人不存在の場合、利害関係人等の請求により相続財産の管理人が選任され、債権届出のあった債権者に対して管理人から弁済される。
- (4) 遺産分割協議において、自己の取得すべき財産についてすべて権利放棄した法定相続人は、民法に規定された相続放棄に該当する。
- (5) 相続財産が債務超過の場合、相続債権者は破産手続開始の申立をすることができる。

正解率 50%

正解 (4)

--	--

#### ▶解説

- ① 相続債務は、遺産分割の対象とすることができない。したがって、(1)は正しい。
- ② 限定承認があっても担保権の行使は通常どおりできる。したがって、(2)は正しい。
- ③ 相続人不存在の場合、利害関係人等の請求により相続財産の管理人が選任

され、債権届出のあった債権者に対して管理人から弁済される。したがって、(3)は正しい。

- ④ 遺産分割協議において、自己の取得すべき積極財産を放棄した法定相続人は、自己の権利を放棄したにすぎないものであり、民法に規定された相続放棄には該当しない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 相続財産が債務超過の場合、相続債権者は破産手続開始の申立をすることができる。したがって、(5)は正しい。

## 法人取引先の変動

問 41 法人取引先の変動について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 法人取引先の代表者が変更すると、農(漁)協取引約定書をとりなおす必要がある。
- (2) 法人取引先の代表者が変更すると、旧代表者による代理人届はとりおさないと効力がなくなる。
- (3) 法人取引先の商号に変更があると、契約等をとりなおす必要がある。
- (4) 法人取引先の資本金等の減少、合併、会社分割が、債権者である組合を害するおそれがあるときは、債権者保護手続を取る。
- (5) 法人取引先が解散し清算手続きに入っても取締役はその地位を失わない。

正解率 71%

正解 (4)



### 解説

- ① 法人取引先の代表者が変更しても、法人格そのものは全く変わりがないから、旧代表者名で提出されている農協取引約定書をとりなおす必要はない。

したがって、(1)は誤りである。

- ② 法人取引先の代表者が変更しても、代理人は法人自体の代理人であり、代表者個人の代理人ではないから、とりなおさなくても効力はなくなる。したがって、(2)は誤りである。
- ③ 法人取引先の商号の変更があっても法人格に変動はないので、印鑑届(兼変更届)等を提出してもらうが、契約等をとりなおす必要はない。したがって、(3)は誤りである。
- ④ 法人取引先の資本金等の減少、合併、会社分割が、債権者である組合を害するおそれがあるときは、債権者保護手続を取る。したがって、(4)が正しく、これが本問の正解である。
- ⑤ 法人取引先が解散し清算手続きに入ると取締役はその地位を失い、清算人がその地位に代わる。したがって、(5)は誤りである。

## 債務の消滅時効と時効中断

問 42 債務の消滅時効と時効中断について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引について、買戻請求権は5年、約束手形の振出人に対する請求権は3年、裏書人等に対する遡求権は1年の消滅時効期間である。
- (2) 組合員に対する購買掛金で、販売価格が仕入価格に仕入から販売までの期間の金利を加算した程度のものは、消滅時効期間は10年(但し組合員が商人と認められると5年)である。
- (3) 時効中断の方法として民法が定めているものは、請求、差押・仮差押・仮処分、承認である。
- (4) 債務承認弁済契約証書の徴求により弁済

期を変更した場合は、変更後の弁済期の翌日から時効が進行する。

- (5) 主債務者が時効を援用せず、時効の利益を放棄すると、保証人は主債務についての時効を援用して自らの保証債務の履行を拒否することができない。

正解率 50%

正解 (5)

--	--

▶ 解説

- ① 手形割引について、買戻請求権は5年、約束手形の振出人に対する請求権は3年、裏書人等に対する遡求権は1年の消滅時効期間である。したがって、(1)は正しい。
- ② 組合員に対する購買売掛金で、販売価格が仕入価格に仕入から販売までの期間の金利を加算した程度のものは、消滅時効期間は10年（但し組合員が商人と認められると5年）である。したがって、(2)は正しい。
- ③ 時効中断の方法として民法が定めているもの（民法147条）は、請求、差押・仮差押・仮処分、承認である。したがって、(3)は正しい。
- ④ 債務承認弁済契約証書の徴求により弁済期を変更した場合は、変更後の弁済期の翌日から時効が進行する。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 主債務者が時効を援用せず、時効の利益を放棄しても、保証人は主債務についての時効を援用して自らの保証債務の履行を拒否することができる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 代 位 弁 済

問 43 代位弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 物上保証人、担保物件の第三取得者、後順位担保権者は、いずれも法定代位権者である。
- (2) 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、それに付随していた担保権（物的担保と人的担保）と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。
- (3) 任意代位の場合、主債務者が第三者の弁済に反対した場合には弁済を受け入れることはできない。
- (4) 有効な第三者弁済がなされた場合であっても、債権者が同意しない限り債権者の有していた主債務者に対する債権や担保権は弁済した第三者に移転しない。
- (5) 一部代位により担保権を準共有した代位権者は、単独で担保権の実行ができる。

正解率 41%

正解 (5)

--	--

▶ 解説

- ① 物上保証人、担保物件の第三取得者、後順位担保権者は、いずれも法定代位権者である。したがって、(1)は正しい。
- ② 法定代位権者が弁済すると、債権者の有していた主債務者に対する債権は、それに付随していた担保権（物的担保と人的担保）と共に、債権者の意思にかかわらず弁済者に移転する。したがって、(2)は正しい。
- ③ 法定代位権者以外の者（第三者）による弁済（任意代位）の場合、主債務者が第三者の弁済に反対した場合には弁済を受け入れることはできない。したがって、(3)は正しい。

- ④ 有効な第三者弁済がなされた場合であっても、債権者が同意しない限り債権者の有していた主債務者に対する債権や担保権は弁済した第三者に移転しない。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 一部代位により担保権を準共有した代位権者は、単独での担保権の実行が認められず原債権者たる農協と共同でなければ実行できない。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 代 物 弁 済

問 44 代物弁済について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代物弁済を行うには債権者と弁済者（債務者など）との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にもその物が引渡される必要がある。
- (2) 代物弁済により原債権は消滅し、それに付随する担保・保証等も消滅する。
- (3) 連帯保証人等の法定代位権者が代物弁済したときは、債権および担保権は弁済者に移転する。
- (4) 手形あるいは小切手を以て代物弁済した場合、その手形・小切手が後日不渡となると、原債権は復活し、債権者は弁済者に請求できる。
- (5) 動産または不動産を代物弁済とした場合、目的物件にかくれた瑕疵があり、債権者がこれを知らなかったときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができる。

正解率 66%

正解 (4)

--	--

### ▶ 解説

- ① 代物弁済を行うには債権者と弁済者

(債務者など)との間で金銭以外のものを弁済として給付する旨の合意が成立し、現実にもその物が引渡される必要がある。したがって、(1)は正しい。

- ② 代物弁済により原債権は消滅し、それに付随する担保・保証等も消滅する。したがって、(2)は正しい。
- ③ 連帯保証人等の法定代位権者が代物弁済したときは、債権および担保権は弁済者に移転する。したがって、(3)は正しい。
- ④ 手形あるいは小切手を以て代物弁済した場合、その手形・小切手が後日不渡となっても、原債権は復活せず、債権者はその手形または小切手による回収をはかるほかない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 動産または不動産を代物弁済とした場合、目的物件にかくれた瑕疵があり、債権者がこれを知らなかったときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができる。したがって、(5)は正しい。

## 相 殺 の 要 件 と 手 続

問 45 相殺の要件と手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 債権者と債務者との間で同種の債権債務が対立しているときに、当事者の一方から相手方に対する意思表示によって、その債権・債務を対当額において消滅させることを相殺という。
- (2) 債権者と債務者のどちらか一方の債務が弁済期にあることは、相殺の要件の1つである。

- (3) 貯金通帳・証書は、回収できなくても相殺の効力に影響はない。
- (4) 自働債権である貸付金について弁済期未到来のときは、農協取引約定書の定めに従って期限の利益を失わせることが必要である。
- (5) 受働債権の定期貯金について弁済期が未到来のときは、期限の利益を放棄し弁済期を到来させ、相殺適状にした上で相殺できる。

正解率 51%

正解 (2)

--	--

▶解説

- ① 債権者と債務者との間で同種の債権債務が対立しているときに、当事者の一方から相手方に対する意思表示によって、その債権・債務を対当額において消滅させることを相殺という。したがって、(1)は正しい。
- ② 相殺権を行使するための要件の一つとして、双方の債務がともに弁済期にあることが必要である。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ③ 貯金通帳・証書は、回収できなくても相殺の効力に影響はない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 自働債権である貸付金について弁済期未到来のときは、農協取引約定書の定めに従って期限の利益を失わせることが必要である。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 受働債権の定期貯金について弁済期が未到来のときは、期限の利益を放棄し弁済期を到来させ、相殺適状にした上で相殺できる。したがって、(5)は正しい。

## 相殺通知の相手方)

問 46) 相殺通知の相手方に関する(a)~(e)の記述について、正しいものはいくつあるか、次の(1)~(5)から1つ選びなさい。

- (a) 差押命令を受けた貯金を相殺する場合、差押債権者への通知も有効である。
- (b) 連帯保証人の貯金と相殺する場合は、融資先債務者と連帯保証人のどちらかに行う。
- (c) 差押・転付命令を受けた貯金と相殺する場合、差押・転付債権者に対して行う。
- (d) 貯金者が破産手続開始決定を受けたときは、融資先債務者に対して行う。
- (e) 貸付金の弁済期が経過していたときに債務者が死亡した場合、相続人に被相続人に対する債権と債務を相殺した旨の相殺通知を行う。

- (1) 1つ  
(2) 2つ  
(3) 3つ  
(4) 4つ  
(5) 5つ

正解率 48%

正解 (3)

--	--

▶解説

- ① 差押命令を受けた貯金を相殺する場合、差押債権者への通知も有効である。したがって、(a)は正しい。
- ② 相殺通知の相手方は貯金者であり、連帯保証人の貯金と相殺する場合は、連帯保証人である。したがって、(b)は誤りである。
- ③ 差押・転付命令を受けた貯金と相殺する場合、差押・転付債権者に対して相殺通知を行う。したがって、(c)は正しい。
- ④ 貯金者が破産手続開始決定を受けた

ときは、破産管財人が通知の相手である。したがって、(d)は誤りである。

- ⑤ 貸付金の弁済期が経過していたときに債務者が死亡した場合、相続人に被相続人に対する債権と債務を相殺した旨の相殺通知を行う。したがって、(e)は正しい。

以上により、正しいものは(a)(c)(e)であり、(3)が本問の正解である。

## 債 務 引 受

問 47 債務引受について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 免責的債務引受は、債務引受によって、旧債務者は債務を免れ、新債務者のみが債務者として残る。
- (2) 重疊的債務引受は、債権者と引受人の契約によってすることもでき、この場合は旧債務者の意思に反しても有効である。
- (3) 重疊的債務引受の場合、既存の債務に付帯する担保・保証は債務引受後もそのまま存続する。
- (4) 免責的債務引受契約を新旧債務者間でした場合、債権者の同意がなくても債務引受の効力を生じる。
- (5) 免責的債務引受の場合、旧債務の第三者提供担保は、担保提供者の同意がない限り担保権は消滅する。

正解率 69%

正解 (4)



▶解説

- ① 免責的債務引受は、債務引受によって、旧債務者は債務を免れ、新債務者のみが債務者として残る。したがって、(1)は正しい。
- ② 重疊的債務引受は、債権者と引受人の契約によってすることもでき、

この場合は旧債務者の意思に反しても有効である。したがって、(2)は正しい。

- ③ 重疊的債務引受の場合、既存の債務に付帯する担保・保証は債務引受後もそのまま存続する。したがって、(3)は正しい。
- ④ 免責的債務引受契約を新旧債務者間だけでも、債権者の同意がない限り債務引受の効力を生じない。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ⑤ 免責的債務引受の場合、旧債務の第三者提供担保は、担保提供者の同意がない限り担保権は消滅する。したがって、(5)は正しい。

## 不動産抵当権の実行

問 48 不動産抵当権の実行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 抵当権の実行手続に、農協の職員が農協の代理人となっていくことができる。
- (2) 不動産競売申立書の添付書類として、金銭消費貸借契約書など債権の存在を証明する債権証書の写しの提出は必要としない。
- (3) 差押の効力は、執行裁判所より競売開始決定書が債務者および所有者に送付されたときに生ずる。
- (4) 評価書に記載された売却基準価額の8割が買受可能価額になる。
- (5) 申立債権者などは、執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、1週間以内に債権計算書を提出しなければならない。

正解率 37%

正解 (3)



▶解説

- ① 農協の職員は、代理人許可申立書などを提出して、農協の代理人となって抵当権の実行手続を行うことができる。したがって、(1)は正しい。
- ② 不動産競売申立書の添付書類としては、目的不動産の登記事項証明書、被担保債権・請求債権目録など所定のものが必要であるが、債権証券の写の提出は必要でない。したがって、(2)は正しい。
- ③ 差押の効力は、通常は差押の登記がされたときに生ずる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 評価書に記載された売却基準価額の8割が買受可能価額になる。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 申立債権者などは、執行裁判所から債権計算書提出の催告を受けたら、1週間以内に債権計算書を提出しなければならない。したがって、(5)は正しい。

## 債務名義と強制執行)

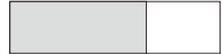
問 49) 債務名義と強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 強制執行をするためには、債務名義につき執行文の付与を受け、債務名義を債務者に送達しておくことが必要である。
- (2) 確定判決、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促は、いずれも債務名義として認められている。
- (3) 和解調書、調停証書、破産債権者表は、判決ではないので債務名義とはならない。
- (4) 支払請求訴訟を提起して勝訴判決を求め、確定した終局判決が債務名義となる。
- (5) 支払督促に対し債務者が異議を申立てると、支払督促は効力を失い、訴訟手続に移

行する。

正解率 65%

正解 (3)



### 解説

- ① 強制執行をするためには、債務名義につき執行文の付与を受け、債務名義を債務者に送達しておくことが必要である。したがって、(1)は正しい。
- ② 確定判決、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促は、いずれも債務名義として認められている。したがって、(2)は正しい。
- ③ 和解調書、調停証書、破産債権者表などは、確定判決と同一効力を有するものとして債務名義として認められている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ④ 支払請求訴訟を提起して勝訴判決を求め、確定した終局判決が債務名義となる。したがって、(4)は正しい。
- ⑤ 支払督促に対し債務者が異議を申立てると、支払督促は効力を失い、訴訟手続に移行する。したがって、(5)は正しい。

## 法的倒産手続)

問 50) 各種の法的倒産手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 再生手続における給与所得者等再生の特例では、債権者の手取り収入から本人及び扶養を受ける者の最低限の生活費を控除した額の3年分を再生計画において弁済に充てるという要件を満たす場合に、債権者の決議なしに、裁判所が再生計画を認可する。
- (2) 破産は、債務者が再建の途がない場合に、債務者の資産を換価して各債権者に公平に

分配するための手続である。

- (3) 再生手続における住宅資金貸付債権の特則では、住宅を手放すことなく、住宅ローンの弁済期間の繰延ができるが、利息や遅延損害金を含めて債権カットはできない。
- (4) 破産手続においては、担保権付債権は別除権として、破産手続外で担保権実行により優先回収することができる。
- (5) 小規模個人再生手続は、無担保再生債権の総額が5千万円以下の個人債務者について、通常の民事再生手続を簡素化した手続である。

正解率 59%

正解 (1)

--	--

▶ 解説

- ① 再生手続における給与所得者等再生の特例では、債務者の手取り収入から本人及び扶養を受ける者の最低限の生活費を控除した額の2年分を再生計画において弁済に充てるという要件を満たす場合に、債権者の決議なしに、裁判所が再生計画を認可する。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- ② 破産は、債務者が再建の途がない場合に、債務者の資産を換価して各債権者に公平に分配するための手続である。したがって、(2)は正しい。
- ③ 再生手続における住宅資金貸付債権の特則では、住宅を手放すことなく、住宅ローンの弁済期間の繰延ができるが、利息や遅延損害金を含めて債権カットはできない。したがって、(3)は正しい。
- ④ 破産手続においては、担保権付債権は別除権として、破産手続外で担保権実行により優先回収することができ

る。したがって、(4)は正しい。

- ⑤ 小規模個人再生手続は、無担保再生債権の総額が5千万円以下の個人債務者について、通常の民事再生手続を簡素化した手続である。したがって、(5)は正しい。

## 正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	1	11	3	21	4	31	1	41	4
2	3	12	4	22	4	32	2	42	5
3	5	13	1	23	4	33	3	43	5
4	5	14	3	24	3	34	4	44	4
5	2	15	5	25	4	35	2	45	2
6	2	16	5	26	2	36	1	46	3
7	4	17	1	27	3	37	3	47	4
8	4	18	1	28	4	38	2	48	3
9	5	19	2	29	5	39	5	49	3
10	3	20	5	30	2	40	4	50	1

第 40 回信用事業業務検定試験

試験問題と解説

頒価 525 円  
(税込)

平成 29 年 8 月 第 1 版発行

編集・発行 株式会社  
農林中金アカデミー

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル6F  
TEL 03(3217)3071  
(通信検定部ダイヤルイン)

禁無断転載

落丁・乱丁本はお取り換えします

